

雇用労働関係

・雇用保険制度運営の効率化（雇用保険料の再引き上げに反対等）	115
・雇用保険制度の見直し	117
・雇用保険制度の見直し	118
・雇用保険三事業の重点化・簡素化	119
・雇用調整助成金に係る大型倒産指定基準緩和	120
・障害者雇用に係る「除外率」の見直し	121
・国外にわたる職業紹介の見直し	122
・求職者からの手数料徴収に係る規制緩和（1）	123
・求職者からの手数料徴収に係る規制緩和（2）	125
・職業紹介事業者が取り扱うことのできる職種に関する制限の撤廃	127
・職業紹介責任者の見直し	128
・農協の行なう無料職業紹介事業の許可に係る要件の簡素化	129
・職業紹介事業に係る規制緩和による商工会議所等の民間活力の積極的活用	130
・派遣対象業務の拡大（1）	132
・派遣対象業務の拡大（2）	133
・労働者派遣事業の許可制の見直し	134
・子会社における労働者派遣事業の範囲拡大	135
・派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の見直し	136
・紹介予定派遣制度の見直し	137
・派遣期間1年の制限の延長又は撤廃	139
・26業務のうち金融商品の営業関係の業務に係る運用の見直し	141
・主体的な能力開発を支援する税制上の優遇措置	142
・キャリアカウンセリング機能の強化	143
・有期労働契約に関する規制緩和	144
・企画業務型裁量労働制の対象事業場・業務の拡大、導入手続の簡素化	145
・企画業務型裁量労働制におけるみなし労働時間の定めのない制度の創設	146
・短時間勤務・在宅勤務などへの法制面での対応	147
・解雇ルール化への慎重な対応	148
・最低賃金制度のあり方の再検討	149
・労働安全衛生行政における一方的な通達行政の見直し	151
・時間外労働の上限規制の緩和	152
・解雇に係る法整備	153
・有期労災保険制度の見直し	154
・勤労者財産形成促進制度の見直し（事務代行）	156

・ 勤労者財産形成促進制度の見直し（年齢制限、据置期間）	157
・ フレックスタイム制における1か月の法定労働時間	158
流通関係	
・ 医薬品販売における範囲の見直しに反対	159
・ 一般小売店における医薬品販売の規制緩和	160
・ 一般用医薬品の承認申請資料の簡素化	161
・ 医薬品卸売一般販売業の許可取得等に関する規制緩和	162
・ 医療用具の賃貸業届出について（周知徹底の早期化）	163
・ 医薬品販売の拡大（解熱鎮痛剤・かぜ薬等）	164
・ 全てのドリンク剤、ビタミン剤の一般小売店舗による販売	165
・ 一般販売業における管理薬剤師の配置義務の緩和	166
・ 通信販売における品目拡大	167
・ 医薬部外品の申請・審査等に関する規制緩和	168
・ 医薬品卸売一般販売業の許可取得に関する緩和	170
・ 調剤薬局での処方薬に関する緩和	171
・ 都道府県における薬局構造設備の基準の統一	172
・ 薬局の構造設備による薬局の面積区分指導の見直し	173
・ 医薬品一般販売業の許可基準、指示について	174
・ 一般小売店における作用の緩やかな医薬品販売の実現	175
・ 医療用具の製品標準書等の電子媒体での利用	176
・ 磁気共鳴画像診断装置（MRI装置）の承認申請において臨床試験を必要とする静磁場強度の緩和	177
・ 民生品を利用した医療用具の承認審査の見直し	178
・ 脱臭剤、染髪料などを化粧品として分類すること	179
・ 化粧品への分類につき、ポジティブリストとネガティブリストの国際的調和の検討	180
・ 化粧品について非動物代替試験データを受け入れる条件に関する情報の提供	181
・ EUの基準に従った化粧品製造者の正当なマーケティングにおける訴求の可能化	182
・ 食品営業許可関連の申請書・届出書様式の統一化	183
・ 特定保健用食品の許可・承認に関する審査過程の透明性の向上	184
エネルギー	
・ 放射線業務に係る同種法令間の整合	185

住宅・土地、公共工事関係	
・都市再生の推進（優先的審査）	186
・公共工事に係わる一般競争入札の準備期間の確保	187
・建築物環境衛生管理技術者の選任基準の緩和	188
・公共工事に係わる競争入札参加資格申請手続の見直し	189
運輸関係	
・マニラ港出港船に対する無線検疫の実施	190
・船員保険の被保険者資格の見直し	191
危険物・保安関係	
・毒物及び劇物の輸送容器に関する容量制限の撤廃 （無機シアン化合物）	192
・ボイラー等の性能規定化の促進	193
・労働安全衛生法の認定制度の合理化及び見直し	194
・保安規制の一元化	195
・フォークリフトの特定自主検査機関の延期	197
・最高水頭圧20m以下の小型ボイラー規制の見直し（労働安全 衛生法上の義務の見直し）	198
・労安法に基づく計画の届出緩和	199
・作業主任者等の掲示場所の見直し（特にボイラー取扱作業主任者、 第一種圧力容器取扱作業主任者）	200
・労安法に基づく計画の届出緩和	201
・就業制限の見直し	202
・一圧容器整備を行なう者の資格要項緩和	203
・保安法令の重複適用の排除	204
その他	
・地方自治体による上下水道の指定業者制度の撤廃	205
・職業訓練指導員免許証（電子科）及び職業訓練指導員免許証 （電気通信科）交付条件の矛盾の解消（規制緩和）	206
・外国人労働者の受入れ拡大	207
・雇用調整助成金に係る大型倒産指定基準緩和	208

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	東京商工会議所
項目	雇用保険制度運営の効率化（雇用保険料の再引上げに反対等）		
意見・要望等の内容	<p>雇用保険料の再引き上げは厳しい経営状態にある中小企業に過度に負担を強いるもので、断固反対である。保険財政の改善に向けては、保険事業全体に亘る徹底的な見直しを行い、効果的かつ効率的な制度運営をはかることを最優先課題とすべきである。</p> <p>特に失業給付の水準については、基本手当の高い層の給付水準の見直し、再就職意志確認など失業認定基準の見直しが不可欠である。また、教育訓練給付制度は受講者の再就職や職業能力の向上に結びつく講座に限定するとともに、給付率と上限額の見直しなど、適切な自己負担のもとで主体的な能力向上を促す制度に再構築すべきである。</p>		
関係法令	雇用保険法	共管	
制度の概要	<p>失業等給付に係る保険料率は、事業主が労働者に支払う賃金総額を基礎に算定され、原則 1.4%（労使折半）となっている。</p> <p>一般求職者給付の基本手当の所定給付日数については、倒産・解雇等の事由により離職した者については、年齢や被保険者期間に応じて90～330日、倒産・解雇等以外の事由により離職した者については90日～180日（就職困難者150～360日）、となっている。</p> <p>また、給付率については、離職前賃金日額に応じて6～8割（60歳以上は5～8割）とされている。</p> <p>教育訓練給付は、労働者が主体的に能力開発を行うことを支援するため、被保険者等が厚生労働大臣の指定する教育訓練を終了した場合に、当該教育訓練費用の8割（上限30万円）を支給するものである。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期： ）</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>

(説明)

雇用保険制度の見直しについては、労働政策審議会雇用保険部会において検討された結果を踏まえ、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付と負担の両面にわたり見直すこととし、給付について 早期再就職の促進（基本手当日額と再就職時賃金の逆転現象の解消等のため、基本手当の高い層を重点とした給付水準の見直し）、多様な働き方への対応、再就職困難な状況に対応した重点化（教育訓練給付の給付率及び上限額の引下げ、講座指定の見直し）を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮した上で、制度の安定的運営のために必要最小限の見直し（平成15年度、16年度は現行の1.4%を維持、17年度から1.6%）を行う等を内容とする雇用保険法等の改正案を国会に提出する予定である。

また、失業認定基準の見直しについては、既に昨年9月より実施しているところである。

担当局課室等名

職業安定局雇用保険課

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	日本経団連
項目	雇用保険制度の見直し		
意見・要望等の内容	失業給付については、早期再就職を促進する方向で見直すべきである。特に自発的離職者や基本手当額が高い層に対する給付水準の引き下げを行うとともに、引き続き失業認定を厳格に行うべきである。		
関係法令	雇用保険法	共管	
制度の概要	<p>一般求職者給付の基本手当の所定給付日数については、倒産・解雇等の事由により離職した者については、年齢や被保険者期間に応じて90～330日、倒産・解雇等以外の事由により離職した者については90日～180日（就職困難者150～360日）、となっている。</p> <p>また、給付率については、離職前賃金日額に応じて6～8割（60歳以上は5～8割）とされている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 雇用保険制度の見直しについては、労働政策審議会雇用保険部会において検討された結果を踏まえ、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付と負担の両面にわたり見直すこととし、給付について 早期再就職の促進（基本手当日額と再就職時賃金の逆転現象の解消等のため、基本手当の高い層を重点とした給付水準の見直し）、多様な働き方への対応（非自発的離職パートの給付日数延長、自発的離職フルタイムの給付日数圧縮）、再就職困難な状況に対応した重点化を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮した上で、制度の安定的運営のために必要最小限の見直し（平成15年度、16年度は現行の1.4%を維持、17年度から1.6%）を行う等の内容とする雇用保険法等の改正案を国会に提出する予定である。 また、失業認定基準の見直しについては、既に昨年9月より実施しているところである。			
担当局課室等名	職業安定局雇用保険課		

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会																
項目	雇用保険制度の見直し																		
意見・要望等の内容	離職を伴わない、同一企業内の他事業所への転勤の場合については、平成11年10月31日より、転勤後の事業所を管轄する公共職業安定所へ転勤届を提出すれば良いことになったが、さらに一歩進めて、企業の本社等一箇所で行えるよう、届出手続きを見直すべきである。																		
関係法令	雇用保険法	共管																	
制度の概要	事業主は、その雇用する被保険者を当該事業主の一の事業所から他の事業所へ転勤させたときは、その事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、転勤後の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に転勤届を提出しなければならない。																		
計画等における記載の状況	該当なし																		
対応の状況	<table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width:20%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width:20%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width:20%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: middle;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">{</div> <div style="margin-bottom: 5px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 5px;">措置予定</div> </div> </td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: middle;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">{</div> <div style="margin-bottom: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 5px;">具体的措置の検討中</div> </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期:)</td> </tr> </table>					措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">{</div> <div style="margin-bottom: 5px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 5px;">措置予定</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">{</div> <div style="margin-bottom: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 5px;">具体的措置の検討中</div> </div>				(実施(予定)時期:)			
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他															
	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">{</div> <div style="margin-bottom: 5px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 5px;">措置予定</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">{</div> <div style="margin-bottom: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 5px;">具体的措置の検討中</div> </div>																	
	(実施(予定)時期:)																		
<p>(説明)</p> <p>転勤に際しては、被保険者区分の変更やそれに伴う離職した場合の給付額の相違が生じることがあり、このような労働者の受給権に直結する転勤届の内容の確認に当たっては、賃金額、労働時間等の就労実態を直接把握する必要がある場合があるが、このためには、届出自体を労働時間等を管理する事業所から受けておくことが必要不可欠であり、本社一括による届出は措置困難である。</p>																			
担当局課室等名	職業安定局雇用保険課																		

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会、東京商工会議所	
項目	雇用保険三事業の重点化・簡素化			
意見・要望等の内容	雇用保険三事業は限られた財源のもと、厳格な政策評価と情報公開を進めつつ、必要性の高いものに重点配分し、利用実績や効果の低い制度の廃止や手続面での簡素化等をはかるべきである。			
関係法令	雇用保険法	共管	なし	
制度の概要	<p>雇用保険三事業は以下の3つからなる雇用保険の付帯事業であり、雇用保険制度本体の保険事故である「失業」の予防(円滑な労働移動を含む。)、失業した場合の積極的な再就職の促進などを通じて失業等給付を減少させる効果を有する。</p> <p>(1) 雇用安定事業 被保険者等に関し失業の予防を図るとともに、雇用状態の是正、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。</p> <p>(2) 能力開発事業 職業訓練施設の整備、労働者の教育訓練受講の援助など、職業生活の全期間を通じた労働者の能力開発・向上を図る。</p> <p>(3) 雇用福祉事業 労働者の職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他福祉の増進を図る。</p>			
計画等における記載の状況	3 人材(労働)(1)イ(オ)中 なお、こうした助成金の在り方そのものについても、費用対効果の観点からその見直しを検討する。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>1 雇用保険三事業については、今般、早期再就職の促進等雇用保険制度全体の見直しの方向に則し、現下の厳しい雇用失業情勢の中で十分な政策効果が上がるよう、重点化、合理化を行ったところであり、見直し後の制度については、平成15年度から実施予定である。</p> <p>2 また、利用実績等から政策的必要性が低下している助成金については廃止するなどの整理統合をあわせて行ったところである。</p> <p>3 今後とも、三事業については、政策効果や政策的必要性を踏まえ、より実効のあるものとなるよう不断の見直しを行うとともに、手続面からも、不正受給の防止に留意しつつ、できるだけ簡素化を図るよう検討してまいりたい。</p>				
担当局課室等名	職業安定局雇用政策課			

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	日本商工会議所
項目	雇用調整助成金に係る大型倒産指定基準緩和		
意見・要望等の内容	雇用調整助成金について、大規模な企業倒産が発生した場合における大型倒産企業の下請企業等に対する賃金等の一部の助成措置について、その対象となる大型倒産の指定基準を緩和されたい。		
関係法令	雇用保険法施行規則第102条第1項第1号二	共管	なし
制度の概要	大規模な企業倒産等が発生した際などに、関連する企業に対し、雇用調整助成金制度を適用することにより、雇用の安定を図るための制度であり、大型倒産等事業主の下請事業主・取引事業主が行う休業等の雇用調整に対して休業手当等の一部を助成し、その雇用維持に対する取組みを支援するもので、大型倒産等事業主として指定する基準は 倒産等の申し立て等が生じ、負債額が概ね50億円以上であり、関連事業主が概ね50以上あること、である。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>雇用調整助成金における大型倒産等事業主の指定は、大規模な企業倒産等が発生した際などに、関連する多数の下請企業等に雇用される労働者の雇用の安定を図ることを目的としており、指定を受けた事業主の関連事業主に対しては、支給限度日数等について配慮した手厚い助成を行っているところである。</p> <p>一方で、この雇用調整助成金は、雇用保険3事業の雇用安定事業として行われており、雇用保険3事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)において、「厚生労働省は、雇用保険3事業について、平成15年度から、雇入助成の縮減、雇用維持支援から労働移動・能力開発支援への重点化等により、抜本的合理化を図る。」とされているところであり、雇用維持支援策の一つである雇用調整助成金における大型倒産等事業主の指定基準の緩和は、この雇用保険3事業の見直しの方針に反するため、措置困難である。</p>			
担当局課室等名	職業安定局雇用開発課		

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	全日本トラック協会
項目	障害者雇用に係る「除外率」の見直し		
意見・要望等の内容	除外率の見直しの際、トラック運送業界における障害者雇用に係る除外率を現行の40%からバス、タクシー業界と同等(75%)にすること。その後の見直しについても両業界と同等の扱いをすること。		
関係法令	障害者の雇用の促進等に関する法律第14条	共管	なし
制度の概要	<p>障害者の雇用については、社会連帯の理念から、全ての事業主が、一律の雇用率によって身体障害者又は知的障害者を雇用する義務を負うべきものである。</p> <p>ただし、身体障害者又は知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種(除外率設定業種)については、事業主が雇用しなければならない法定雇用障害者数を算定する際の基礎となる常用雇用労働者の計算に当たり、その労働者数から除外率に相当する労働者を控除することとしている。</p> <p>また、障害者雇用納付金制度においては、障害者雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図ることを目的に、雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して、調整金、報奨金を支給しているが、納付金の算定に当たり、暫定的に除外率を適用することとしている。なお、調整金、報奨金の算定については除外率は適用していない。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 現行の除外率制度は、昭和51年の障害者雇用の義務化及び納付金制度の創設に際し、身体障害者が就業することが困難と認められる職種が相当の割合を占める業種ごとに設定され、納付金の算定に当たって除外率を適用することは暫定的なものとしてされている。さらに、除外率制度については、ノーマライゼーションの理念から見て問題があること、職場環境の整備等が進んでいる実態と合わなくなっていること、障害者の雇用機会を少なくし、障害者の職域を狭める恐れがあること等から、平成14年5月に公布された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第35号)」において、廃止に向けて段階的に縮小することとしているところであり、「除外率」の引き上げは困難である。			
担当局課室等名	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課		

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	東京商工会議所					
項目	国外にわたる職業紹介の見直し							
意見・要望等の内容	国外にわたる職業紹介に係る規制や運用を見直す。							
関係法令	職業安定法施行規則第18条第3項第1号	共管	なし					
制度の概要	国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、職業紹介事業の許可の申請に当たり、相手先国に関する書類（取次機関を利用しようとするときは、当該取次機関に関する書類）を添付しなければならない。							
計画等における記載の状況	<p>3 人材（労働）（1）イ</p> <p>（キ）国外にわたる職業紹介に係る規制緩和【平成13年度中に措置】</p> <p>国外にわたる職業紹介に係る許可申請要件の緩和については、相手先国の関係法令及び日本語訳の収集手続を簡素化する。</p>							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：平成14年2月16日）</p>				<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>					
<p>（説明）</p> <p>国外にわたる職業紹介を実施する場合については、相手先国の関係法令の日本語訳等の提出を不要とした。（平成14年2月16日施行）</p>								
担当局課室等名	職業安定局民間需給調整課							

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会、東京商工会議所、ニュービジネス協議会
項目	求職者からの手数料徴収に係る規制緩和(1)		
意見・要望等の内容	求職者からの手数料徴収に係る規制について、年収要件の引き下げにより、手数料徴収が可能な求職者の範囲を拡大する。		
関係法令	職業安定法第32条の3第2項、職業安定法施行規則第20条第2項	共管	なし
制度の概要	<p>求職者からの手数料徴収については、ILO第181号条約(既批准)において、求職者から手数料を徴収することについて、労働者の利益となるようなときに、最も代表的な労使団体と協議した上で、例外的に手数料等の徴収を認めることができるとされていることを踏まえ、芸能家、モデルの職業について例外的に認められている。</p> <p>【参考】 民間職業仲介事業所条約(ILO第181号)(抄)</p> <p>第7条</p> <p>1 民間職業仲介事業所は、労働者からいかなる手数料又は経費についてもその全部又は一部を直接又は間接に徴収してはならない。</p> <p>2 権限のある機関は、関係する労働者の利益のために、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、特定の種類の労働者及び民間職業仲介事業所が提供する特定の種類のサービスについて1の規定の例外を認めることができる。</p> <p>3 2の規定に基づいて例外を認めた加盟国は、国際労働機関憲章第二十二條の規定に基づく報告において、その例外についての情報を提供し及びその理由を示す。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革の推進に関する第2次答申】(平成14年12月12日総合規制改革会議)</p> <p>第2章 各分野 - 7 雇用・労働 - 1 円滑な労働移動を可能とする規制改革 -</p> <p>(2) 職業紹介規制の抜本的緩和</p> <p>求職者からの手数料規制緩和【平成15年度までに措置(速やかに実施)】</p> <p>求職者からの手数料徴収の原則禁止は、我が国が批准するILO第181号条約にも定められた原則であり、一面で労働者保護に資するものではあるが、無料原則を貫くことは良質な求職者向けサービス提供を妨げる面もある。このため、本年2月の省令改正により、年収1,200万円を超える科学技術者・経営管理者からも徴収可能となったところである。</p> <p>しかしながら、求職者の実情等を踏まえ、求職者からの手数料規制については、より労働市場のニーズに合致したものとするため、年収要件の大幅な引下げ、職種の拡大により対象者の拡大を図ることについて検討し、その結論を早急にとりまとめ、所要の措置を講ずるべきである。</p>		

対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成15年度中)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の民間労働力需給制度全体の在り方について、平成13年8月より労働政策審議会において検討してきた結果、「求職者からの手数料徴収については、現在、年収1,200万円以上の科学技術者・経営管理者から例外として徴収可能となっているが、求職者の実状等を踏まえ、年収に係る要件を引き下げるとともに、経営管理者、科学技術者の範囲について、より労働市場のニーズを踏まえたものとするのが適当である」との内容の建議が同審議会より行われたところ。これを受け、平成15年度中に措置を行う予定。				
担当局課室等名	職業安定局民間需給調整課			

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会、東京商工会議所、ニュービジネス協議会
項目	求職者からの手数料徴収に係る規制緩和(2)		
意見・要望等の内容	求職者からの手数料徴収に係る規制について、職種の制限の撤廃により、手数料徴収が可能な求職者の範囲を拡大する。		
関係法令	職業安定法第32条の3第2項、職業安定法施行規則第20条第2項	共管	なし
制度の概要	<p>求職者からの手数料徴収については、ILO第181号条約(既批准)において、求職者から手数料を徴収することについて、労働者の利益となるようなときに、最も代表的な労使団体と協議した上で、例外的に手数料等の徴収を認めることができるとされていることを踏まえ、芸能家、モデルの職業について例外的に認められている。</p> <p>【参考】 民間職業仲介事業所条約(ILO第181号)(抄)</p> <p>第7条</p> <p>1 民間職業仲介事業所は、労働者からいかなる手数料又は経費についてもその全部又は一部を直接又は間接に徴収してはならない。</p> <p>2 権限のある機関は、関係する労働者の利益のために、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、特定の種類の労働者及び民間職業仲介事業所が提供する特定の種類のサービスについて1の規定の例外を認めることができる。</p> <p>3 2の規定に基づいて例外を認めた加盟国は、国際労働機関憲章第二十二條の規定に基づく報告において、その例外についての情報を提供し及びその理由を示す。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革の推進に関する第2次答申】(平成14年12月12日総合規制改革会議)</p> <p>第2章 各分野 - 7 雇用・労働 - 1 円滑な労働移動を可能とする規制改革 -</p> <p>(2) 職業紹介規制の抜本的緩和</p> <p>求職者からの手数料規制緩和【平成15年度までに措置(速やかに実施)】</p> <p>求職者からの手数料徴収の原則禁止は、我が国が批准するILO第181号条約にも定められた原則であり、一面で労働者保護に資するものではあるが、無料原則を貫くことは良質な求職者向けサービス提供を妨げる面もある。このため、本年2月の省令改正により、年収1,200万円を超える科学技術者・経営管理者からも徴収可能となったところである。</p> <p>しかしながら、求職者の実情等を踏まえ、求職者からの手数料規制については、より労働市場のニーズに合致したものとするため、年収要件の大幅な引下げ、職種の拡大により対象者の拡大を図ることについて検討し、その結論を早急にとりまとめ、所要の措置を講ずるべきである。</p>		

対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の民間労働力需給制度全体の在り方について、平成13年8月より労働政策審議会において検討してきた結果、「求職者からの手数料徴収については、現在、年収1,200万円以上の科学技術者・経営管理者から例外として徴収可能となっているが、求職者の実状等を踏まえ、年収に係る要件を引き下げるとともに、経営管理者、科学技術者の範囲について、より労働市場のニーズを踏まえたものとするのが適当である」との内容の建議が同審議会より行われたところ。これを受け、平成15年度中に措置を行う予定。</p> <p>なお、職種の制限の撤廃については、我が国が批准するILO第181号条約において、求職者からの手数料徴収が原則禁止されており、労働者の利益となるようなときに、最も代表的な労使団体との協議の上で、「特定の種類の労働者及び民間職業仲介事業所が提供する特定の種類のサービスについて」例外的に認められるとされていること等から困難と考えている。</p>				
担当局課室等名	職業安定局民間需給調整課			

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	E U
項目	職業紹介事業者が取り扱うことのできる職種に関する制限の撤廃		
意見・要望等の内容	職業紹介事業者が取り扱うことのできる職種に関する制限を撤廃すべきである。		
関係法令	職業安定法第32条の11	共管	なし
制度の概要	有料職業紹介事業者の取扱職業は、港湾運送業務に就く職業、建設業務に就く職業以外のすべての職業とされている。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>港湾運送業務に就く職業及び建設業務に就く職業については、他の労働力需給調整システムの存在、中間搾取による弊害の懸念等を踏まえ、職業安定法の平成11年改正において、有料職業紹介事業の取扱職業とはしないこととされたものであるが、職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の民間労働力需給制度全体の在り方について、平成13年8月より労働政策審議会において検討してきた結果、上記の考え方を変更するには至らなかったところである。</p>			
担当局課室等名	職業安定局民間需給調整課		

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	東京商工会議所
項目	職業紹介責任者の見直し		
意見・要望等の内容	職業紹介責任者に係る規制や運用を見直す。		
関係法令	職業安定法第32条の14、職業安定法施行規則第24条の6	共管	なし
制度の概要	<p>職業紹介事業者は、求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理等の事項を行わせるため、事業所毎に有効求職者500人当たり1人の職業紹介責任者を選任しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業紹介責任者が変更された場合は、10日以内に厚生労働大臣に届け出なければならない。 ・ 職業紹介責任者は2年ごとに職業紹介責任者講習を受けなければならない。 		
計画等における記載の状況	<p>□ 3 人材（労働）（1）イ （カ）職業紹介責任者に係る規制緩和【見直し前倒し】</p> <p>職業紹介制度全体について開始された調査検討において、下記の項目についても検討を行う。</p> <p>a 職業紹介責任者の設置要件（人数）の見直し その際、責任の所在を明確にするためにも、職務内容の見直しを前提に、1事業所につき1人とする方法も含め検討する。</p> <p>b 人事異動の都度必要とされる同責任者の変更手続の簡素化</p> <p>c 講習制度について、その在り方及び講習内容の見直し</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：平成15年通常国会へ法案提出等）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の民間労働力需給制度全体の在り方について、平成13年8月より労働政策審議会において検討してきた結果、「職業紹介責任者については、業務を統括する者であることを明確にした上で、選任要件を見直すことが適当である。また、職業紹介責任者の変更手続の簡素化、職業紹介責任者講習の見直し（講習の有効期間の5年への延長、再講習について講習時間数の短縮）を図ることが適当である」との内容の建議が同審議会より行われたところ。これを受け、これを受け、通常国会へ所要の法案を提出すべく現在準備を進めているところである。			
担当局課室等名	職業安定局民間需給調整課		

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	個人												
項目	農協の行う無料職業紹介事業の許可に係る要件の簡素化														
意見・要望等の内容	農協の行う無料職業紹介事業の許可に係る要件(無料職業紹介事業を行う旨の定款への記載)を実態に応じて簡素化する。														
関係法令	第33条第1項	共管	なし												
制度の概要	無料職業紹介事業を行おうとする者は、事業所ごとに厚生労働大臣の許可を受けなければならない。														
計画等における記載の状況	<p>3 人材(労働) (1)イ</p> <p>(ウ)無料職業紹介事業に関する規制緩和【見直し前倒し】</p> <p>職業紹介制度については、改正職業安定法施行3年後(平成14年12月)の見直し規定にかかわらず、調査検討を開始したが、学校等以外の者の行う無料職業紹介事業の許可制については申請者の存立目的、形態、規約等から必要かつ適当であると認められる範囲の職業紹介を行うものであることを許可要件とする等、裁量行政の余地を残しているという点で問題があるとの指摘も踏まえ、許可制を届出制に改め行為規制(事後規制)に徹することも視野に入れて検討を行い、可及的速やかに所要の法案を国会に提出する。</p>														
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:25%; border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="width:25%; border:none;">検討中</td> <td style="width:25%; border:none;">措置困難</td> <td style="width:25%; border:none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> <p style="text-align:center;">措置済</p> <p style="text-align:center;">措置予定</p> </div> </td> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> <p style="text-align:center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align:center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border:none;">(実施(予定)時期: 平成15年通常国会へ法案提出等)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> <p style="text-align:center;">措置済</p> <p style="text-align:center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> <p style="text-align:center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align:center;">具体的措置の検討中</p> </div>			(実施(予定)時期: 平成15年通常国会へ法案提出等)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> <p style="text-align:center;">措置済</p> <p style="text-align:center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> <p style="text-align:center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align:center;">具体的措置の検討中</p> </div>														
(実施(予定)時期: 平成15年通常国会へ法案提出等)															
<p>(説明)</p> <p>従来より、許可申請関係書類として提出された定款等については、当該事業主の行う事業の目的中の他の項目において無料職業紹介事業を行うと解釈される場合には、無料職業紹介事業を行う旨の明示的な記載は必要とせず、「農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設」が定款に記載されていれば、これに該当するとの取扱いとしていたが、平成14年4月に、改めて各都道府県労働局に対し事務連絡で周知を行ったところである。</p>															
担当局課室等名	職業安定局民間需給調整課														

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	日本商工会議所
項目	職業紹介事業に係る規制緩和による商工会議所等の民間活力の積極的活用		
意見・要望等の内容	職業紹介事業に係る規制を大幅に緩和し、商工会議所等の民間活力を積極的に活用する。		
関係法令	職業安定法第30条第1項、第33条第1項	共管	なし
制度の概要	有料又は無料の職業紹介事業を行おうとする者は、事業所ごとに厚生労働大臣の許可を受けなければならない。		
計画等における記載の状況	<p>3 人材（労働）（1）イ</p> <p>（ウ）無料職業紹介事業に関する規制緩和【見直し前倒し】</p> <p>職業紹介制度については、改正職業安定法施行3年後（平成14年12月）の見直し規定にかかわらず、調査検討を開始したが、学校等以外の者の行う無料職業紹介事業の許可制については申請者の存立目的、形態、規約等から必要かつ適当であると認められる範囲の職業紹介を行うものであることを許可要件とする等、裁量行政の余地を残しているという点で問題があるとの指摘も踏まえ、許可制を届出制に改め行為規制（事後規制）に徹することも視野に入れて検討を行い、可及的速やかに所要の法案を国会に提出する。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：平成15年通常国会へ法案提出等）</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の民間労働力需給制度全体の在り方について、平成13年8月より労働政策審議会において検討してきた結果、</p> <p>「具体的な規制制度の見直しの視点として、「許可制から届出制への移行」について検討したところ、職業紹介事業については、有料、無料のいずれについても、不適格な業者の参入を排除することにより、事業運営の適格性を確保し、求職者の利益を保護する観点から、原則として許可制を維持することが必要であるが、現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、民間を中心とした多様な労働力需給調整機関が、労働市場において、より積極的かつ円滑にその役割を果たすことが可能となるよう、以下の見直しを行うこととするのが適当である。</p> <p>商工会議所、農協等特別の法律に基づいて設立された団体が、その構成員のために行う無料職業紹介事業については、当該団体の適正性が他の制度により確保されており、かつ、無料職業紹介事業の対象者が限定されている</p>			

ことにかんがみると、事業運営の適格性に問題が少ないと考えられることから、届出により機動的に行うことができるようにする。

現行の無料職業紹介事業の許可基準のうち、適正な事業運営の要件として定められている「申請者の存立目的、形態、規約等から必要かつ適当であると認められる範囲の職業紹介を行うものであること」という要件の「必要かつ適当である」という部分については、裁量行政の余地を縮小させる観点から必要な改正を行うものとする。

現在地方公共団体が行うことができないとされている無料職業紹介事業については、国と地方の二重行政となることのないよう配慮しながら、地域性の強い施策を展開する上で必要な職業紹介事業を行うことができるようにする。

職業紹介事業者が、その事業運営を機動的に実施できるよう、有料、無料のいずれについても、職業紹介事業の許可の単位を、事業所単位から事業主単位とし、事業所の設置については、届出制とする。 」

との内容の建議が同審議会より行われたところ。これを受け、これを受け、通常国会へ所要の法案を提出すべく現在準備を進めているところである。

担当局課室等名

職業安定局民間需給調整課

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	日本経済団体連合会、東京商工会議所、関西経済連合会、ニュービジネス協議会、日本自動車工業会	
項目	派遣対象業務の拡大（１）			
意見・要望等の内容	派遣対象業務を拡大する。 （ ・ 基本的に対象業務に係る制限を撤廃すべきとするもの２件 ） （ ・ 「物の製造」の業務への派遣の解禁を求めるもの４件 ）			
関係法令	労働者派遣法第４条、附則第４項、労働者派遣法施行令第２条	共管	なし	
制度の概要	以下の業務については労働者派遣事業を行うことができない。 ・ 港湾運送業務、建設業務、警備業務 ・ 医業等の業務 ・ 「物の製造」の業務			
計画等における記載の状況	３ 人材（労働）（２）ア （イ）派遣対象業務の拡大等【見直し前倒し】 派遣労働の対象となる業務については一層の拡大を図るべきであるが特に以下の点について見直しを図る。 １）物の製造【見直し前倒し】 現行派遣法は、附則において、当分の間「物の製造」の業務について派遣事業を禁止しているが、製造業務の派遣事業に係る他国の状況も踏まえながら、これを解禁することも含め検討する。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期：平成１５年通常国会へ法案提出等・平成１５年３月に政令改正）			
（説明） 職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の民間労働力需給制度全体の在り方について、平成１３年８月より労働政策審議会において検討してきた結果、現行の労働者派遣事業が禁止されている業務のうち、「物の製造」の業務については、「製造業における臨時的・一時的な労働力需給を迅速に調整し、円滑な事業運営が可能となるよう、適用対象業務とすることが適当である。なお、「物の製造」の業務に従事する労働者の就業の実情等を考慮すると、一定期間、「物の製造」の業務については、派遣期間を１年に制限することが適当である」との内容の建議が同審議会より行われたところ。これを受け、通常国会へ所要の法案を提出すべく現在準備を進めているところである。				
担当局課室等名	職業安定局民間需給調整課			

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	日本経済団体連合会、東京商工会議所、関西経済連合会、ニュービジネス協議会、日本自動車工業会	
項目	派遣対象業務の拡大（２）			
意見・要望等の内容	派遣対象業務を拡大する。 （・基本的に対象業務に係る制限を撤廃すべきとするもの２件） （・「物の製造」の業務への派遣の解禁を求めるもの４件）			
関係法令	労働者派遣法第４条、附則第４項、労働者派遣法施行令第２条	共管	なし	
制度の概要	以下の業務については労働者派遣事業を行うことができない。 ・ <u>港湾運送業務、建設業務、警備業務</u> ・ 医業等の業務 ・ 「物の製造」の業務			
計画等における記載の状況	３ 人材（労働）（２）ア （イ）派遣対象業務の拡大等【見直し前倒し】 派遣労働の対象となる業務については一層の拡大を図るべきであるが特に以下の点について見直しを図る。 １）物の製造【見直し前倒し】 現行派遣法は、附則において、当分の間「物の製造」の業務について派遣事業を禁止しているが、製造業務の派遣事業に係る他国の状況も踏まえながら、これを解禁することも含め検討する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） 職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の民間労働力需給制度全体の在り方について、平成１３年８月より労働政策審議会において検討してきた結果、現行の労働者派遣事業が禁止されている業務のうち、港湾運送業務、建設業務、警備業務については、「他法において特別の措置が講じられていること等から、引き続き適用除外業務とすることが適当である」との内容の建議が同審議会より行われたところであり、上記の考え方を変更するには至らなかったところである。				
担当局課室等名	職業安定局民間需給調整課			

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	労働者派遣事業の許可制の見直し			
意見・要望等の内容	統括事業所を置く事業者が新たに事業所を開設する場合、届出で開設できるよう簡素化する。			
関係法令	労働者派遣法第5条	共管	なし	
制度の概要	一般労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。			
計画等における記載の状況	<p>3 人材（労働）（2）</p> <p>ア 派遣労働者の拡大【見直し前倒し】</p> <p>労働者派遣制度については、昨今の雇用情勢の急速な変化を踏まえ、労働者の働き方の選択肢を広げ、雇用機会の拡大を図る等の目的から、派遣事業許可制度の在り方、派遣期間の延長や「物の製造」の業務の派遣禁止の撤廃等を含めて、法施行3年後（平成14年12月）の見直し規定にかかわらず、労働者派遣法の見直しに向け既に開始している調査・検討結果を踏まえ、可及的速やかに所要の法案を国会に提出する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期：平成15年通常国会へ法案提出等）			
<p>（説明）</p> <p>職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の民間労働力需給制度全体の在り方について、平成13年8月より労働政策審議会において検討してきた結果、一般労働者派遣事業については、「許可制の下で、機動的な事業所の設置を可能とするなどの観点から、許可の単位については事業所単位から事業主単位とし、事業所の設置については、届出制とすることが適当である」との内容の建議が同審議会より行われたところ。これを受け、通常国会へ所要の法案を提出すべく現在準備を進めているところである。</p>				
担当局課室等名	職業安定局民間需給調整課			

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	全国地方銀行協会					
項目	子会社における労働者派遣事業の範囲拡大							
意見・要望等の内容	親会社のみを対象とする労働者派遣の禁止について緩和する。							
関係法令	労働者派遣法第7条第1項第1号、第48条第2項	共管	なし					
制度の概要	<p>労働者派遣法においては、当該事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるものでないことを、一般労働者派遣事業の許可基準としている。</p> <p>また、労働者派遣事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われている場合、厚生労働大臣による派遣元事業主に対する勧告が行われることとなっている。</p>							
計画等における記載の状況	なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>				<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>					
<p>(説明)</p> <p>労働者派遣事業制度は、労働力の需給調整に関する制度と位置付けられており、常用雇用の派遣労働への代替を防止するとともに、労働力需給の適正な調整を図る観点から、特定企業への労働者派遣を認めないこととしている。</p>								
担当局課室等名	職業安定局民間需給調整課							

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	日本自動車工業会								
項目	派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の見直し										
意見・要望等の内容	派遣労働者との事前面接を認める。										
関係法令	労働者派遣法第26条第7項	共管	なし								
制度の概要	労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない。										
計画等における記載の状況	なし										
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期： 平成15年通常国会へ法案提出等)</td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>	(実施(予定)時期： 平成15年通常国会へ法案提出等)			
<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>								
(実施(予定)時期： 平成15年通常国会へ法案提出等)											
<p>(説明)</p> <p>職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の民間労働力需給制度全体の在り方について、平成13年8月より労働政策審議会において検討してきた結果、「紹介予定派遣については、派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等を可能とする」こと、及び、これらを「紹介予定派遣以外の労働者派遣について認めることについては、引き続き、解禁のための条件整備等について、紹介予定派遣における(中略)派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等(派遣労働者を特定することを目的とする行為)の実施状況等を見ながら、慎重に検討していくことが適当である」との内容の建議が同審議会より行われたところ。これを受け、通常国会へ所要の法案を提出すべく現在準備を進めているところである。</p>											
担当局課室等名	職業安定局民間需給調整課										

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	紹介予定派遣制度の見直し			
意見・要望等の内容	<p>紹介予定派遣制度の円滑な運用を促進するため、</p> <p>紹介予定派遣を定義した上、労働者派遣法上の制度として明確に位置付ける</p> <p>職業安定法第44条の労働者供給事業の禁止規定が、紹介予定派遣を行う際の制限にならないようにする</p> <p>紹介予定派遣について、派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止規定の適用除外とする</p>			
関係法令	労働者派遣法第26条第7項	共管	なし	
制度の概要	<p>現在、紹介予定派遣については、職業紹介は派遣就業終了後にするものとされており、</p> <p>(1)派遣就業開始前の面接、履歴書の送付</p> <p>(2)派遣就業開始前及び派遣就業期間中の求人条件の明示</p> <p>(3)派遣就業期間中の求人・求職の意思等の確認及び採用内定</p> <p>ができないこととされている。</p>			
計画等における記載の状況	<p>3 人材（労働）（2）ア</p> <p>（ウ）紹介予定派遣制度の見直し【見直し前倒し】</p> <p>紹介予定派遣の円滑な運用を妨げている派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止等については、平成13年9月に求人・求職の意思等の確認と求人条件等の明示の行為が認められる期間を、派遣就業終了予定日の1週間前から2週間前に前倒しする措置等を行った。</p> <p>しかしながら、紹介予定派遣を通常の派遣と同様の規定で律することには限界があり、実態調査等を踏まえ、紹介予定派遣の円滑な運用を妨げている阻害要因を取り除く方向で、上記労働者派遣法の見直しと合わせて、法制度を含む現行制度の見直しを検討する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期：平成15年通常国会へ法案提出等）			
（説明）				
職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の民間労働力需給制度全体の在り方について、平成13年8月より労働				

政策審議会において検討してきた結果、紹介予定派遣の円滑な運用のため、

「 紹介予定派遣については、派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等を可能とする。

派遣就業開始前及び派遣就業期間中の求人条件の明示を可能とする。

派遣就業期間中の求人・求職の意思等の確認及び採用内定を可能とする。」

との内容の建議が同審議会より行われたところ。これを受け、通常国会へ所要の法案を提出すべく現在準備を進めているところである。

担当局課室等名

職業安定局民間需給調整課

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	日本経済団体連合会、東京商工会議所、全国地方銀行協会、関西経済連合会、ニュービジネス協議会、日本自動車工業会	
項目	派遣期間の1年の制限の延長又は撤廃			
意見・要望等の内容	1年の派遣期間の制限について延長又は撤廃する。 (原則3年に延長するとの意見があるもの1件)			
関係法令	労働者派遣法第40条の2第1項	共管	なし	
制度の概要	<p>以下の場合を除き、派遣期間を1年に制限。(45歳以上の中高年齢者については3年に制限。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な知識、技術や特別な雇用管理を必要とする業務であって政令で定めるもの(26業務) ・ いわゆる有期プロジェクト ・ 産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務 			
計画等における記載の状況	<p>3 人材(労働) (2)ア (ア)派遣期間の延長【見直し前倒し】</p> <p>本来常用雇用代替の防止を目的として派遣期間を1年に制限することに合理性はないとの指摘もあり、これを撤廃することも含め検討する。その際、派遣期間の制限については、旧適用対象26業務と同様の取扱いとすべきであるとの指摘があることにも留意する。</p> <p>なお、第153回国会で成立した「経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律」(平成13年法律第158号)は、その内容が45歳以上の中高年齢者を対象とした派遣期間の延長にとどまる限定的なものとなっているが、現下の深刻な雇用情勢にかんがみ、その確実な施行を図る。</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：平成15年通常国会へ法案提出等)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
(説明)				
<p>職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の民間労働力需給制度全体の在り方について、平成13年8月より労働政策審議会において検討してきた結果、「平成11年の労働者派遣法改正の際の基本的な考え方である労働者派遣事業制度の「臨時的・一時的な労働力の需給調整に関する対策」としての位置付け、及び、これに基づく派遣期間の一定の限定は、いわゆる長期雇用慣行の我が国における位置付けを踏まえると、今回の見直しにおいては、引き続き維持することが適当と考える。しかしながら、常用雇用との調和を図りつつ、派遣労働者や派遣先のニーズに的確に応</p>				

える観点から、現行の一律1年という制限については見直すこととし、3年までの期間で臨時的・一時的と判断できる期間については、派遣を受け入れることができることとするのが適当である。この場合、臨時的・一時的と判断できる期間は、派遣先の事業の状況等によって異なるものとみられることから、1年を超えても臨時的・一時的と考えられる期間であると判断できるかどうかは、個別事業所ごとに、派遣先の事業主が判断することとし、派遣先の事業主が当該事業所の労働者の過半数代表の意見を聴いた上で判断することが適当である。」との内容の建議が同審議会より行われたところ。これを受け、通常国会へ所要の法案を提出すべく現在準備を進めているところである。

担当局課室等名

職業安定局民間需給調整課

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	全国地方銀行協会
項目	26業務のうち金融商品の営業関係の業務に係る運用の見直し		
意見・要望等の内容	平成14年3月に26業務に追加された金融商品の営業関係の業務について、専門的な資格を有する者の行う業務に限定しているが、より柔軟な運用が可能となるよう規制緩和を進める。		
関係法令	労働者派遣法第40条の2第1項第1号、労働者派遣法施行令第4条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識、技術や特別な雇用管理を必要とする業務であって政令で定める業務(いわゆる「26業務」)については、派遣期間の1年の制限が適用されないこととなっている。 平成14年3月の労働者派遣法施行令の改正により、26業務に金融商品の営業関係の業務が追加されたところ。 金融商品の営業関係の業務については、次のような資格を有する者(これに相当すると認められる者を含む。)の行う専門的知識を要する業務をいう。 <ol style="list-style-type: none"> デリバティブに係る業務まで行い得る一種外務員資格を有する証券外務員 損害保険のほぼ全種目につき必要な知識を持ち、十分に自立して取り扱う能力があると認められていた従前の特級又は上級資格を有する損害保険外務員 ファイナンシャル・プランニング・サービスに必要な知識の習得を目的とする応用過程試験合格者である生命保険外務員 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会のAFP(Affiliated Financial Planner)資格審査試験に合格し同協会に個人正会員として入会している者(AFP認定者。) (社)証券アナリスト協会の試験に合格し同協会の会員として登録している証券アナリスト 		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 金融商品の営業関係の業務としては、一定の資格を有する者(これに相当すると認められる者を含む。)の行う専門的知識を要する業務について認めているところであり、「派遣対象労働者が専門資格を有する者に限定されている」ものではない。			
担当局課室等名	職業安定局民間需給調整課		

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	東京商工会議所
項目	主体的な能力開発を支援する税制上の優遇措置		
意見・要望等の内容	個人が自らのキャリア形成のため職業能力の開発を行った場合に、その費用を給与所得から控除できる税制上の優遇措置を講ずること。		
関係法令	所得税法 57条の2	共管	なし
制度の概要	現行の税制では、労働者が現在の職務の遂行に必要な職業能力開発のために支出した費用については特定支出控除が認められているが、労働者が自発的に行った能力開発費用については特段の措置がなされていない。		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
(説明)			
<p>技術革新や産業構造の変化により労働移動が増加する中で、労働者が自ら職業能力を維持・向上することを促進するため、個人の自己投資のための費用を「必要経費」として給与所得から控除することを平成14年度に財務省に対し税制要望した。</p> <p>しかしながら、財務省から、「必要経費」は当該年度の所得を得るために必要な経費でなければならないが、職業能力の維持・向上のために自ら支出した費用と当該年度の所得を向上させたことについては因果関係が明確でないため、当該年度の「必要経費」とはいえない等の指摘を受け、要望は認められなかった。</p> <p>来年度以降も引き続き検討してまいりたい。</p>			
担当局課室等名	職業能力開発局総務課		

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	東京商工会議所	
項目	キャリアカウンセリング機能の強化			
意見・要望等の内容	<p>労働者の主体的な能力開発には、本人の能力や適性にもとづいて適切な職業生活設計についてコンサルティングを行う仕組みが重要である。米国ではこの仕組みが企業内ではもちろん、民間ビジネス分野で労働者主体のキャリア形成や円滑な労働移動に有効に機能しており、わが国でもキャリアカウンセリング機能を社会インフラとして整備すべきである。</p> <p>キャリアカウンセリング実務者の民間の資格認定制度も広がりを見せているが、政策的にもカウンセラーの育成支援とその有効活用を重点化していく必要がある。ハローワークや労政事務所等の公的機関に資格者を適正配置していくとともに、大都市部など一定規模のカウンセリング業務については民間への業務委託を積極的に進めるべきである。</p>			
関係法令	職業能力開発促進法	共管	なし	
制度の概要	民間機関が行うキャリア・コンサルタント能力評価試験についてキャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）の支給対象として指定するとともに、民間機関が行うキャリア・コンサルタント養成講座について教育訓練給付金の支給対象として指定している。			
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画（改定）3の(1)のア「また、今後においても、キャリア・カウンセリングや職業能力評価制度の拡充、資金の貸付制度等の活用の促進等、個人の自発的な能力開発に対する支援を強化する。」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
<p>（説明）</p> <p>キャリア・コンサルタントを、今後5年間で5万人を目標に養成することにより、キャリア・コンサルティング（キャリア・カウンセリング）機能の強化を図ることとしている。</p> <p>具体的には、キャリア・コンサルタント養成講座を教育訓練給付金の対象講座として指定することにより労働者の自発的な受講を促進している。また、平成14年4月にはキャリア・コンサルタントに必要な能力体系について、8月には養成のあり方とその能力評価の仕組みについて、官民共同により研究報告をとりまとめた。これを踏まえ、11月にはキャリア・コンサルタント能力評価試験をキャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）の支給対象として指定し、企業内での取組を推進している。</p> <p>このほか、キャリア・コンサルティング能力を有する者をハローワーク等に配置している。また、11月より職業能力開発大学校等での公的養成を開始した。</p>				
担当局課室等名	職業能力開発局育成支援課キャリア形成支援室			

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会ほか5団体	
項目	有期労働契約に関する規制緩和			
意見・要望等の内容	<p>有期労働契約については、最長5年の労働契約を誰とでも締結が可能となるよう、契約期間制限を緩和すべきである。</p> <p>労働契約期間の制限を緩和し、3年や5年といった有期労働契約を認める。</p>			
関係法令	労働基準法第14条	共管	なし	
制度の概要	労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、1年(一定のものについては、3年)を超える期間について締結してはならないと定めている。			
計画等における記載の状況	<p>【総合規制改革会議・規制改革3か年計画(改定) 分野別措置事項6イ】</p> <p>○有期労働契約の拡大【速やかに検討】</p> <p>労働契約期間の特例の上限を現行の3年から5年に延長し、適用範囲を拡大する等について、早期の法改正に向けて調査検討が開始したが、働き方の選択肢を増やし、雇用機会の拡大を図るためにも、速やかに検討を進める。</p> <p>【総合規制改革会議・規制改革の推進に関する第2次答申 第2章7 2(2)】</p> <p>○有期労働契約の拡大【次期通常国会に法案提出等所要の措置】</p> <p>有期労働契約については、働き方の選択肢を増やし、雇用機会の拡大を図るためにも、専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、次期通常国会に法案提出等所要の措置を講ずるべきである。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
(説明)				
<p>平成15年2月、労働政策審議会において、専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長することを盛り込んだ労働基準法改正案要綱について、おおむね妥当との答申を得たところである。これを踏まえ、今後本通常国会に法案を提出する予定である。</p>				
担当局課室等名	労働基準局総務課			

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会ほか4団体	
項目	企画業務型裁量労働制の対象事業場・業務の拡大、導入手続の簡素化			
意見・要望等の内容	対象事業場や対象業務の拡大、制度導入に当たっての手続きの簡素化を早期に実施すべきである。 (併せて労使協定方式を基本とすべき旨の意見のあるもの1件)			
関係法令	労働基準法第38条の4	共管	なし	
制度の概要	<p>事業運営上の重要な決定が行われる事業場において、事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務を定め、労働者をその業務に就かせた場合には、実際に働いた時間に関係なく労使委員会の決議で定めた時間働いたものとみなす制度。</p> <p>なお、労使委員会の設置及び当該委員会の決議については所轄労働基準監督署への届出が必要であり、また、制度導入後に定期的に同署への報告が義務づけられている。</p>			
計画等における記載の状況	<p>【総合規制改革会議・規制改革3か年計画(改定) 分野別措置事項6イ】</p> <p>裁量労働制の拡大【改正労働基準法施行3年後(平成15年4月)の見直し規定にかかわらず見直し前倒し】</p> <p>企画業務型裁量労働制については、調査検討を開始したが、実態調査を踏まえ、現行規制のどこに問題があるかを明確にした上で、法令等の改正に向けて速やかに検討を進める。</p> <p>【総合規制改革会議・規制改革の推進に関する第2次答申 第2章7 2(3)(抄)】</p> <p>裁量労働制の拡大【次期通常国会に法案提出等所要の措置】</p> <p>労働に対する価値観の多様化に対応して、労働者がより創造的な能力を発揮できる環境を整備する観点から、自己の裁量の下で自由に働ける裁量労働制を拡大する必要がある。</p> <p>企画業務型裁量労働制については、導入手続が煩雑であり、適用対象事業場等が限定的であることから、その手続の大幅な簡素化や適用対象事業場等の拡大を図ることを検討し、その結論を早急に取りまとめ、次期通常国会に法案提出等所要の措置を講ずるべきである。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)		
(説明) 平成15年2月、労働政策審議会において、企画業務型裁量労働制の手続の簡素化や適用対象事業場の要件を緩和することを盛り込んだ労働基準法改正案要綱について、おおむね妥当との答申を得たところである。これを踏まえ、今後本通常国会に法案を提出する予定である。				
担当局課室等名	労働基準局総務課			

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会 東京商工会議所	
項目	企画業務型裁量労働制におけるみなし労働時間の定めのない制度の創設			
意見・要望等の内容	業務の遂行の方法を大幅に労働者に委ねる本来の趣旨から、みなし労働時間制ではなく、ホワイトカラーエグゼンプション制のように労働時間等に関し労基法の規定の適用除外とすべきである。			
関係法令	労働基準法第41条	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載の状況	<p>【総合規制改革会議・規制改革3か年計画(改定) 分野別措置事項6ウ】</p> <p>労働基準法の改正【速やかに検討】</p> <p>高度の専門能力を有するホワイトカラー層などの新しい労働者像にも適切に対応した、新たな時代の雇用関係を規定する基本法とするために労働基準法の見直しを検討する。</p> <p>中長期的には、裁量性の高い業務については労働時間規制の適用除外方式を採用することを検討する。(その際、管理監督者等に対する適用除外制度の在り方について、深夜業に関する規制の適用除外の可否を含め検討。)</p> <p>【総合規制改革会議・規制改革の推進に関する第2次答申 第2章7 3(1)】</p> <p>労働基準法等の改正等</p> <p>現行の裁量労働制は、みなし労働時間制を採用しており、労働時間規制の適用除外を認めたものではないが、その本質は「業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し当該業務に従事する労働者に対し具体的な指示をしないこと」にあることを踏まえると、管理監督者等と同様、時間規制の適用除外を認めることが本来の姿であると考えられる。よって中長期的には、米国のホワイトカラーエグゼンプションの制度を参考にしつつ、裁量性の高い業務については適用除外方式を採用することを検討すべきである。その際、現行の管理監督者等に対する適用除外制度の在り方についても、深夜業に関する規制の適用除外の可否を含め、併せて検討すべきである。【速やかに検討】</p>			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明) 労働基準法第41条の適用除外の範囲の在り方については、平成14年12月、関係審議会において、さらに実態を調査した上で、今後検討することとされた。				
担当局課室等名	労働基準局総務課			

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	東京商工会議所				
項目	短時間勤務・在宅勤務などへの法制面での対応						
意見・要望等の内容	<p>在宅勤務や SOHO 等の多様な働き方に対応した労働法制に見直すべきではないか。</p> <p>ダブルジョブホルダーやマルチプルホルダーに対する労働法制(労働時間・休日・有給休暇など)の確立などの条件整備が必要である。</p>						
関係法令	労働基準法等 労働基準法第32条、38条等	共管	なし				
制度の概要	<p>在宅勤務を行っている者等であっても、労働者である限り労働基準法等が適用される。</p> <p>いわゆる二重就職者の労働時間に関しては、労働基準法第38条において「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」とされている。</p>						
計画等における記載の状況	なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期:)</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中()</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他()</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中()</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他()</p>
<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中()</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他()</p>				
<p>(説明)</p> <p>在宅勤務を行う労働者について、通常の勤務と異なり在宅勤務等の場合は勤務場所が自宅であることから、その特性を踏まえた労働基準行政法等の諸規定を適用する上での取扱いを明確にするためのガイドラインを平成15年度に策定することとしている。</p> <p>いわゆる二重就業者の労働時間については、現行法制の枠内で対応可能である。</p>							
担当局課室等名	労働基準局勤労者生活部企画課、労働基準局賃金時間課						

分野	雇用・労働関係	意見・要望提出者	東京商工会議所	
項目	解雇ルール化への慎重な対応			
意見・要望等の内容	解雇に関するルール化は、実務面での基準が明確になり予見可能性が確保される一方、企業の解雇権に一律に一定の制約を課すものとなるため、拙速な結論づけを避け、中小・零細企業への影響等にも特に留意しつつ慎重に対応すべき。			
関係法令		共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載の状況	<p>【総合規制改革会議・規制改革3か年計画（改定） 分野別措置事項6ウ】</p> <p>労働基準法の改正【速やかに検討】</p> <p>解雇の有効・無効に関する労使双方の事前予測可能性を高めるため、解雇の基準やルールについて、立法で明示することを検討する。</p> <p>【総合規制改革会議・規制改革の推進に関する第2次答申 第2章7 3（1）】</p> <p>労働基準法等の改正等</p> <p>解雇について、労働基準法は予告手続等を規定しているだけで、解雇そのものは、現在のところ、いわゆる解雇権濫用法理を始めとする判例法で規制されている。しかし、解雇の有効・無効に関する労使双方の事前予測可能性を高めるためにも、解雇の基準やルールについては、これを立法で明示することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、次期通常国会に法案提出等所要の措置を講ずるべきである。その際には、いわゆる試用期間との関係についても検討するとともに、解雇の際の救済手段として、職場復帰だけでなく、「金銭賠償方式」という選択肢を導入することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、次期通常国会に法案提出等所要の措置を講ずるべきである。【次期通常国会に法案提出等所要の措置】</p>			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
（説明） 平成15年2月、労働政策審議会において、「使用者は、この法律又は他の法律の規定によりその使用する労働者の解雇に関する権利が制限されている場合を除き、労働者を解雇することができる。ただし、その解雇が、客観的かつ合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものであるとして、無効とするものとする。」を盛り込んだ労働基準法改正案要綱について、おおむね妥当との答申を得たところである。これを踏まえ、今後本通常国会に法案を提出する予定である。				
担当局課室等名	労働基準局総務課			

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	東京商工会議所 日本商工会議所												
項目	最低賃金制度のあり方の再検討														
意見・要望等の内容	<p>最低賃金制度の本来の趣旨通り、現下の物価（生計費）の動向、企業の業績（賃金支払い能力）を適正に反映するシステムに見直すべきである。</p> <p>中央最低賃金審議会が地方に対して地域別最低賃金額の改定の「目安」を提示する従来の仕組みは、地方最低賃金審議会が地方それぞれの経済、賃金動向や企業業績を十分に踏まえ、主体的に決定する方式に見直すべきである。</p> <p>「地域別最低賃金」が定着している現在、これに屋上屋を架す「産業別最低賃金」については、絶対に廃止すべきである。</p>														
関係法令	最低賃金法	共管	なし												
制度の概要	<p>最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。</p> <p>産業別最低賃金制度は、公正競争の確保と労働者の労働条件の実行ある改善を図ることを目的として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要とするものについて、関係労使の申出により設定するものである。</p>														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中（ ）</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他（ ）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> </td> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">（実施（予定）時期：</td> <td colspan="3" style="border: none;">）</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中（ ）	措置困難	その他（ ）	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>			（実施（予定）時期：	）		
措置済・措置予定	検討中（ ）	措置困難	その他（ ）												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>														
（実施（予定）時期：	）														
<p>（説明）</p> <p>最低賃金額は最低賃金法第3条に従い、公労使から成る最低賃金審議会の調査審議を経て、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3つの要素を総合的に勘案して決定されているところである。</p> <p>地域別最低賃金額改定の目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであって、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないものであり、この目安制度の性格は平成12年の「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会の検討状況の中間的なとりまとめについて」においても確認されているところである。</p> <p>産業別最低賃金制度は、公正競争の確保と労働者の労働条件の実効ある改善を図ることを目的として、地域別最低</p>															

賃金より金額水準の高い最低賃金を必要とするものについて、関係労使の申出により設定するものであり、地域別最低賃金制度とは異なった労使主導型の制度として定着しており、またその改善の在り方について平成 14 年 12 月に中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会において使用者側も含め全会一致で報告がとりまとめられたところである。

なお、最低賃金制度については、これまでも制度の改善を図ってきたところであるが、今後とも中央最低賃金審議会における公労使三者の合意を尊重し、時代の変化に対応した制度の適切な見直しを行っていくものである。

担当局課室等名

労働基準局賃金時間課

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	東京商工会議所																
項目	労働安全衛生行政における一方的な通達行政の見直し																		
意見・要望等の内容	<p>「過重労働による健康障害防止のための総合対策」は、労働の実態が業種や規模、職種で異なるにもかかわらず、週 45 時間以上の労働が一律に過重労働と見なされかねない内容であり、過度に企業に重い責任を負わせるものである。</p> <p>こうした行政通達の内容がそのまま実質的な規制となり、ひいては産業活動全体に重大な影響をもたらす恐れがある。企業の現場の実態、産業界の意見を十分に踏まえないまま策定される一方的な通達行政のあり方を見直すべきである。</p>																		
関係法令	なし	共管	なし																
制度の概要	<p>「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成 14 年 2 月策定）において事業主が講ずべき措置の主な内容は、時間外労働の削減、有給休暇の取得促進、一定時間以上の時間外労働を行わせた場合の健康管理対策の強化である。</p>																		
計画等における記載の状況	該当なし																		
対応の状況	<table border="0"> <thead> <tr> <th>措置済・措置予定</th> <th>検討中</th> <th>措置困難</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置済</td> <td colspan="3">措置するか否かを含めて検討中</td> </tr> <tr> <td>措置予定</td> <td colspan="3">具体的措置の検討中</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </tbody> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																
措置済	措置するか否かを含めて検討中																		
措置予定	具体的措置の検討中																		
(実施(予定)時期：)																			
(説明)																			
<p>実際の時間外労働を月 45 時間以下とするよう指導することとなっているが、この数値は、平成 10 年労働省告示「労働基準法第 36 条第 2 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に示された限度時間と同等である。これは公労使三者からなる中央労働基準審議会において労使の御意見を十分聞きながら定められたものである。</p> <p>また、本通達の実施に当たっては、周知用リーフレットを作成し、その内容について使用者側とも事前に協議を行い、また、本通達の具体的な運用において重要な役割を担う産業医向けのマニュアルの作成に当たっても、使用者側から推薦された委員にも御参加いただき、使用者側の御意見も十分反映するよう配慮しているところである。</p>																			
担当局課室等名	労働基準局安全衛生部労働衛生課																		

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	(社)リース事業協会 オリックス(株)	
項目	時間外労働の上限規制の緩和			
意見・要望等の内容	36協定による労働時間について、1年において延長することができる限度時間が360時間とされているが、この時間について社会の実態に合った弾力的な基準に変更すべきである。また、適用除外として定める「季節的要因等により事業活動・業務量の変動が著しい事業業務等」の適用範囲を一般業務にも拡大すべきである。			
関係法令	労働基準法第36条	共管		
制度の概要	<p>時間外労働については、労使協定の締結を要件に認められているが、その協定において延長することができる時間の限度については、時間外労働の適正化を図るため、平成10年の労働基準法改正により厚生労働大臣が同法に基づき時間外労働の限度基準を定めることができるとしたものであり、関係労使はこれを遵守する責務がある。</p> <p>また、季節的要因等により事業活動・業務量の変動が著しい事業・業務等については、一年間についての限度時間を除き、同基準は適用しないものとされている。</p> <p>なお、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わざるを得ない特別の事情が予想される場合に、一定の要件を満たす特別条項付き協定を締結することによって、限度時間を超える時間を一定期間についての延長時間とすることができる。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
(説明)				
<p>時間外労働の限度基準は、時間外労働は本来臨時的なものとして必要最小限にとどめられるべきものであるとの考えの下、長時間にわたる労働の実効ある抑制を図るという趣旨で設定されている。過重労働による健康障害防止の観点からも時間外労働の削減は重要であり、限度基準を緩和することは困難である。</p> <p>また、「季節的要因等により事業活動・業務量の変動が著しい事業業務等」については、事業又は業務の特性と不可分な季節的要因等により事業活動又は業務量に著しい変動があり、かつ、その結果3か月以内の期間における時間外労働が限度時間の範囲に収まらない場合が多い事業又は業務等について特別に適用除外としているものであり、これを一般業務についても拡大して適用することは、時間外労働の限度基準の趣旨に反し、困難である。</p>				
担当局課室等名	労働基準局賃金時間課			

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	大阪商工会議所 長野県上田市議会 (社)日本自動車工業会	
項目	解雇に係る法整備			
意見・要望等の内容	<p>早急に解雇の基準やルールを明示する。</p> <p>(併せて事業開始後又は採用後の一定期間は解雇規制を緩和する旨の意見あるもの1件)</p> <p>(また反対意見として、解雇権濫用法理を緩和し適用しない旨の法制化を要望するもの1件)</p>			
関係法令		共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載の状況	<p>【総合規制改革会議・規制改革3か年計画(改定) 分野別措置事項6ウ】</p> <p>労働基準法の改正【速やかに検討】</p> <p>解雇の有効・無効に関する労使双方の事前予測可能性を高めるため、解雇の基準やルールについて、立法で明示することを検討する。</p> <p>【総合規制改革会議・規制改革の推進に関する第2次答申 第2章7 3(1)】</p> <p>労働基準法等の改正等</p> <p>解雇について、労働基準法は予告手続等を規定しているだけで、解雇そのものは、現在のところ、いわゆる解雇権濫用法理を始めとする判例法で規制されている。しかし、解雇の有効・無効に関する労使双方の事前予測可能性を高めるためにも、解雇の基準やルールについては、これを立法で明示することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、次期通常国会に法案提出等所要の措置を講ずるべきである。その際には、いわゆる試用期間との関係についても検討するとともに、解雇の際の救済手段として、職場復帰だけでなく、「金銭賠償方式」という選択肢を導入することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、次期通常国会に法案提出等所要の措置を講ずるべきである。【次期通常国会に法案提出等所要の措置】</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>()</p>	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>平成15年2月、労働政策審議会において、「使用者は、この法律又は他の法律の規定によりその使用する労働者の解雇に関する権利が制限されている場合を除き、労働者を解雇することができる。ただし、その解雇が、客観的かつ合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とするものとする。」を盛り込んだ労働基準法改正案要綱について、おおむね妥当との答申を得たところである。これを踏まえ、今後本通常国会に法案を提出する予定である。</p>				
担当局課室等名	労働基準局総務課			

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会			
項目	有期労災保険制度の見直し					
意見・要望等の内容	<p>有期労災保険について、元請事業者への一括適用方式ではなく、各事業主が受注金額に応じて加入するよう見直すべきである。</p> <p>一人親方等が労災適用対象であるかどうかあらかじめ明確であれば、加入漏れや特別加入との保険料の二重払いが回避できるとともに、現状、多大な手間とコストのかかっている特別加入制度の利用状況の把握・指導、一人親方等の労働者性の検証といった事務負担の軽減を図ることができることから、一人親方等の労働者性の認定基準をより明確にすべきである。</p>					
関係法令	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	共 管				
制度の概要	<p>建設の事業が数次の請負によって行われる場合における労災保険の適用については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第8条において、その建設の事業を「一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする」とともに、「厚生労働大臣の認可があったときは、当該事業に係る事業については、当該下請人を元請負人とみなす」とされている。</p> <p>労災保険では、一人親方等は本来労働者ではないとして一般の労災保険給付の対象とはならない。そのため労災保険には一人親方等については特別加入制度あり。</p> <p>一方、同じ一人親方等であっても業務の実態等により労働者と判断されることもあり、一般の労災保険給付の対象となる。災害が発生した際の労働者性の判断については、業務の実態等により個々に判断するとされている。</p>					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) </td> <td style="border: none; padding-left: 20px;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="border: none; padding-left: 20px;"> 措置困難 () その他 () </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 () その他 ()
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 () その他 ()				
<p>(説明)</p> <p>建設の事業が数次の請負によって行われる場合、労働安全衛生法の規定により、元請事業者には、統括安全衛生責任者の選任等の安全衛生管理体制の整備、仕事の工程や機械・設備等の配置に関する計画の作成等労働災害を防止するための措置を講じることが義務付けられている。</p> <p>労災保険制度においては、このような労働安全衛生法上の措置と一体となって効果的に労働災害の防止を図ることが必要であり、このため、原則として元請負人のみを事業主として適用しているところである。</p> <p>例 ・ 労働災害が発生した場合、労災保険給付の請求・支給状況をみて、適切に事業主を監督指導することができる。</p>						

- ・ 労災保険料の徴収単位と労働安全衛生法上の措置を講ずる者を一致させた上で、メリット制が適用されることにより、労働災害防止への意欲が高まり、一層の労働災害防止努力が行われる。

また、事務処理が困難な零細下請事業主でなく、元請負人のみを事業主とすることにより、労災保険の適用手続きが確実にとられることとなり、被災労働者への迅速な保険給付が可能となる。

これらのことから、要望の趣旨に沿うことは困難である。

労働者の定義については、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」をいうこととされており（労働基準法第9条）、その判断基準については、昭和60年に学識経験者より構成される労働基準法研究会により報告が出されているところであり、明確である。しかしながら、個々のケースについては、平成5年の同研究会報告においても、「「労働者」に該当するか否かは一義的に決定することが極めて困難であり、個別の事案に即して総合的に判断せざるを得ないと考えられる」とされているところである。

しかし、厚生労働省としては、一人親方等が労働者であるか否かの判断を行うための参考となるようにこうした報告書はもとより、事後的に労災認定に係る判決の概要等を都道府県労働局に送付するとともに、今後とも個別事例の積み重ね等を通じて適切に労働者であるか否かの判断を行っていく。

なお、労災保険の保険料は事業主が支払うものであり、一方、特別加入の保険料は、特別加入する者本人が支払うものであり、同一人が保険料を二重に支払うということはない。特別加入は加入を希望する者本人が任意に加入する制度であり、事業主における特別加入制度の利用状況の把握・指導、一人親方等の労働者性の検証といった事務は想定されない。また、労働保険の加入漏れについては、適切に対処してまいりたい。

担当局課室等名

労働基準局労災補償部労災管理課、労働基準局監督課

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会					
項目	勤労者財産形成促進制度の見直し(事務代行)							
意見・要望等の内容	財形事務代行の委託並びに受託に関する要件を緩和すべきである。委託主体については、資本金や雇用勤労者数の要件を外し、全ての企業が財形事務を自由に委託可能とすべきである。また、受託主体については、現行の中小企業団体関連要件を廃止し、約款等において、委託事務の処理を行うことができる旨の定めがあること、委託事務の処理については、その他の業務に係る経理と区別し、特別の勘定を設けて経理していること、委託事務処理を健全に運営するに足る経営基盤を有し、安定的かつ継続して行うものであること、等の要件を満たすものについては、事業主団体ではない法人企業にも財形事務代行の受託を認めるようにすべきである。							
関係法令	勤労者財産形成促進法第14条の2 勤労者財産形成促進法施行令第42条の3 勤労者財産形成促進法施行規則第25条の3	共管	なし					
制度の概要	中小企業における財形制度の普及促進を図ることを目的に、厚生労働大臣の指定を受けた事業主団体が、その構成員である中小企業事業主の委託を受けて財形事務を代行する制度							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> その他 </td> </tr> </table>				措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他					
(説明) 財形事務代行の委託並びに受託に関する要件緩和その他事務代行制度の改善については、これまでも労働政策審議会勤労者生活分科会等で意見が出されたところであり、今後財形制度全体の見直しの中でその在り方について検討を行ってまいりたい。								
担当局課室等名	労働基準局勤労者生活部企画課							

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会					
項目	勤労者財産形成制度の見直し(年齢制限、据置期間)							
意見・要望等の内容	財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄の契約時の年齢制限(55歳未満)、および最大据置期間(5年間)を撤廃すべきである。							
関係法令	勤労者財産形成促進法第6条	共管	なし					
制度の概要	財形年金(住宅)貯蓄は、契約締結年齢は55歳未満、据置期間は最後の預入等の日から5年以内、年金払出し開始日は60歳以後の日としているところ(の条件については、財形年金貯蓄のみ)。							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 ┌ 措置済 └ 措置予定 (実施(予定)時期: </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 ┌ 措置するか否かを含めて検討中 └ 具体的措置の検討中) </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 其他 </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>				措置済・措置予定 ┌ 措置済 └ 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 ┌ 措置するか否かを含めて検討中 └ 具体的措置の検討中)	措置困難 其他	
措置済・措置予定 ┌ 措置済 └ 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 ┌ 措置するか否かを含めて検討中 └ 具体的措置の検討中)	措置困難 其他						
(説明) 財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の年齢制限及び据置期間の見直しについては、事業主が財形貯蓄の非課税管理を行う現行制度においては、課税管理の観点から困難である。また、見直しに当たっては税務当局との間で調整を行う必要がある。 なお、この問題については、今後財形制度全体の見直しを行う中で必要に応じ検討を行ってまいりたい。								
担当局課室等名	労働基準局勤労者生活部企画課							

分野	雇用・労働	意見・要望提出者	(社)日本自動車工業会	
項目	フレックスタイム制における1か月の法定労働時間			
意見・要望等の内容	通達「平成9年3月31日基発第228号」の4つの要件を緩和し、完全週休2日制を実施しており、年間で見ても週40時間制を満たしていれば、法定労働時間の総枠の考え方を「1日の所定労働時間(8時間)×清算期間の所定労働日数」とすることを認めるべきである。			
関係法令	労働基準法第32条の3	共管		
制度の概要	フレックスタイム制における法定労働時間の総枠は「週の法定労働時間×清算期間における暦日数÷7」とされるが、清算期間を1か月とする労使協定の締結、毎週必ず2日以上休日を付与、当該清算期間の29日目を起算日とする一週間(特定期間)における労働日ごとの実労働時間の和が40時間を超えないこと、清算期間における労働日ごとの労働時間がおおむね一定であること、の要件を満たす場合、労働基準法第32条の3に規定する「清算期間として定められた期間を平均」した1週間当たりの労働時間については、「(清算期間における最初の4週間の労働時間+特定期間における労働時間)÷5」として差し支えないこととしている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>清算期間を1か月とするフレックスタイム制を導入している場合であって、清算期間を通じて完全週休2日制を実施しており、かつ、労働者の実際の労働日ごとの労働時間がおおむね一定で、各月ごとの労働の実態が変わらないときであっても、清算期間における曜日の巡り及び労働日の設定によっては、清算期間における法定労働時間の総枠を超えることとなる場合がある。この場合と労働基準法第32条の原則(1週40時間、1日8時間)による場合との均衡を考慮して、本取扱いを設けたものであり、提出意見のような取扱いを行うことは1か月以内の清算期間を基礎にフレックスタイム制の導入を認めた同法の趣旨に反するため困難である。</p>				
担当局課室等名	労働基準局賃金時間課			

分野	流通	意見・要望提出者	個人	
項目	医薬品販売における範囲の見直しに反対			
意見・要望等の内容	医薬品の性質、性状、効果等を理解していない一般小売店で医薬品を販売することを認めることは、消費者の保健衛生上の安全を全く無視した規制緩和であり、反対する。			
関係法令	薬事法第24条、第77条の3	共管	なし	
制度の概要	医薬品を販売するには、店舗ごとに都道府県知事等の許可が必要とされている。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3ヶ年計画（平成13年3月30日閣議決定）【 8イ 医薬品販売における範囲の見直し】</p> <p>医薬品の範囲について、平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行の実施状況を踏まえつつ、一般小売店でも販売可能とするための見直しを必要に応じ引き続き行う。（平成13年度～平成15年度：実施状況を踏まえつつ、必要に応じ見直しを実施）</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>医薬品を販売するには、店舗ごとに都道府県知事等の許可が必要とされており、これを緩和することは考えていない。</p> <p>なお、医薬品は、過量使用による有害作用や他の医薬品等との併用による相互作用等のおそれがあり、専門知識を有する薬剤師等の関与のもとで使用されるべきである。</p> <p>一方、これまで政府全体として規制改革に取り組んでいるところであり、医薬品のうち人体に対する作用が緩和で専門知識を有する薬剤師等の情報提供を要しないと認められるものについて、中央薬事審議会における医学的・薬学的観点からの十分な審議結果を踏まえ、平成11年3月に、ビタミン含有保健剤、健胃清涼剤、外皮消毒剤等15製品群の医薬部外品への移行を実施したところである。</p> <p>今後も、一定の基準に合致し、かつ保健衛生上比較的危険の少ない等の専門家の評価を受けた医薬品について、一般小売店において販売できるよう、平成14年度中に専門家による検討を開始する予定であり、医学的・薬学的観点から十分な審議を行った上で、必要に応じ見直しを行うこととしている。</p>				
担当局課室等名	医薬局総務課			

分野	流通	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	一般小売店における医薬品販売の規制緩和			
意見・要望等の内容	<p>総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」において、「医薬品について、一定の基準に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ないと専門家等の評価を得たものについて、一般小売店で販売できるよう、見直しを行うべきである」とある。</p> <p>したがって、既に特例販売業等において薬剤師の関与なしに販売できる医薬品を中心に改めて検討を行い、早期に作用の緩やかな医薬品（整腸薬、健胃薬、作用の緩やかなかぜ薬、解熱鎮痛剤、乗り物酔い薬等）について、一般小売店での販売を可能とすべき。</p>			
関係法令	薬事法第24条、第77条の3	共管	なし	
制度の概要	医薬品を販売するには、店舗ごとに都道府県知事等の許可が必要とされている。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3ヶ年計画（平成13年3月30日閣議決定）【 8イ 医薬品販売における範囲の見直し】</p> <p>医薬品の範囲について、平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行の実施状況を踏まえつつ、一般小売店でも販売可能とするための見直しを必要に応じ引き続き行う。（平成13年度～平成15年度：実施状況を踏まえつつ、必要に応じ見直しを実施）</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>医薬品は、過量使用による有害作用や他の医薬品等との併用による相互作用等のおそれがあり、専門知識を有する薬剤師等の関与のもとで使用されるべきである。</p> <p>一方、これまで政府全体として規制改革に取り組んでいるところであり、医薬品のうち人体に対する作用が緩和で専門知識を有する薬剤師等の情報提供を要しないと認められるものについて、中央薬事審議会における医学的・薬学的観点からの十分な審議結果を踏まえ、平成11年3月に、ビタミン含有保健剤、健胃清涼剤、外皮消毒剤等15製品群の医薬部外品への移行を実施したところである。</p> <p>今後も、一定の基準に合致し、かつ保健衛生上比較的危険の少ない等の専門家等の評価を受けた医薬品について、一般小売店において販売できるよう、平成14年度中に専門家による検討を開始する予定であり、医学的・薬学的観点から十分な審議を行った上で、必要に応じ見直しを行うこととしている。</p>				
担当局課室等名	医薬局総務課			

分野	流通	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	一般用医薬品の承認申請資料の簡素化			
要望の内容	一般用医薬品の申請区分（２）及び（３）、（４）- １における承認申請に必要とされる臨床試験を不要とすること。			
関係法令	薬事法第１４条	共管	なし	
制度の概要	新規性が高い一般用医薬品を承認申請する際に、安全性・有効性を審査するための臨床試験を求めているところ。なお、新規性の高いとされる一般用医薬品の申請区分は、区分（２）、区分（３）及び区分（４）の一部である。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	（実施(予定)時期： 年 月）		（結論時期： 年 月）	
<p>（説明）</p> <p>上記区分の一般用医薬品については、</p> <p>（１）有効成分を複数配合した製剤の場合は、有効成分間の相互作用等の観点から考慮する必要があること</p> <p>（２）単一の有効成分からなる製剤の場合は、医療用医薬品と比較して用法及び用量等が異なる場合があること等に鑑み、一般用医薬品としての有効性及び安全性を検証する必要があるため、臨床試験を求めているところであり、廃止することは保健衛生上の観点から困難である。</p>				
担当局課室等名	医薬局審査管理課			

分野	流通	意見・要望提出者	日本経済団体連合会																										
項目	医薬品卸売一般販売業の許可取得等に関する規制緩和																												
意見・要望等の内容	<p>(1) 医薬品を保管、仕分けをする倉庫あるいはグループ各社店舗に配送するため、医薬品を一括仕入れする中継配送センターに関しては、薬剤師の配置や試験室の設置を不要とすべきである。</p> <p>(2) 医薬品を直接取り扱っていない営業所については、卸売一般販売業の許可が不要なことを徹底すべきである。</p>																												
関係法令	薬事法第24条、第26条、第27条	共管	なし																										
制度の概要	業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することは、原則として薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者に限られる。																												
計画等における記載の状況	該当なし																												
対応の状況	<p>(1)</p> <table border="0"> <tr> <td>措置済・措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>措置済</td> <td rowspan="2">措置するか否かを含めて検討中</td> <td rowspan="2">措置困難</td> <td rowspan="2">その他</td> </tr> <tr> <td>措置予定</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(実施(予定)時期:)</td> <td colspan="2">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> <p>(2)</p> <table border="0"> <tr> <td>措置済・措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>措置済</td> <td rowspan="2">措置するか否かを含めて検討中</td> <td rowspan="2">措置困難</td> <td rowspan="2">その他</td> </tr> <tr> <td>措置予定</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(実施(予定)時期:)</td> <td colspan="2">具体的措置の検討中</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他	措置予定	(実施(予定)時期:)		具体的措置の検討中		措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他	措置予定	(実施(予定)時期:)		具体的措置の検討中	
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																										
措置済	措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他																										
措置予定																													
(実施(予定)時期:)		具体的措置の検討中																											
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																										
措置済	措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他																										
措置予定																													
(実施(予定)時期:)		具体的措置の検討中																											
(説明)																													
<p>(1) 医薬品を一括仕入れする中継配送センターについても、医薬品の保管から譲渡に及ぶ行為を行う場合には、薬事法上の医薬品の販売業の許可が必要である。卸売一般販売業については、保健衛生上の危害を防止する観点から、それぞれの医薬品の特性に応じた適切な保管及び品質管理を行うため、医薬品の特性等に係る専門的な知識を有する者である薬剤師を少なくとも1人配置していること、必要な構造設備を有していること等の確認を行った上で許可を与えているところである。このため、これらを緩和することは困難である。</p> <p>(2) 単に事務処理のみを行う場所については、医薬品販売業の許可を必要とする店舗ではないという考えを示しているところであるが、必要に応じて周知を図ることとしたい。</p>																													
担当局課室等名	医薬局総務課																												

分野	流通	要望提出者	社団法人リース事業協会	
項目	医療用具の賃貸業届出について（周知徹底の早期化）			
要望の内容	賃貸業の届出を要する医療用具については、「当該医療用具の貯蔵、陳列その他の管理を賃貸する者が行う場合に限る」とされているが、これは主として医療用具のレンタルを想定したものと考えられる。従って、貯蔵、陳列その他の管理をリース会社が自ら行わない「ファイナンス・リース」には本法が適用されないことを改めて早期に周知徹底すること。			
関係法令	薬事法第39条、薬事法施行規則第41条	共管	なし	
制度の概要	薬事法第39条において、「厚生労働大臣の指定する医療用具を業として賃貸しようとする者は、あらかじめ、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。」と規定されているが、届出を要する医療用具については、薬事法施行規則第41条において、「賃貸業の届出を要する医療用具については、当該医療用具の貯蔵、陳列その他の管理を賃貸する者が行う場合に限る。」と限定されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
（説明） 賃貸業の届出が必要とされている事業者は、薬事法施行規則第41条に「医療用具の貯蔵、陳列その他の管理を賃貸する者が行う場合に限ること」と規定されているとおりである。 具体的には、医療用具製造業者等から、賃貸するために医療用具を購入して、医療機関等へ当該医療用具を賃貸する事業者であり、当該医療用具の管理や搬入等に自ら関与しない事業者（いわゆるリース取引の場合）は、賃貸業の届出を必要としていないところである。 また、平成14年3月15日に都道府県医薬品等許認可事務担当者説明会を開催し、その場において周知徹底を図ったところである。 なお、今後も誤認があるようであれば、再度周知徹底を図りたい。				
担当局課室等名	医薬局審査管理課			

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	医薬品販売の拡大（解熱鎮痛剤・かぜ薬等）			
意見・要望等の内容	特例販売業や配置販売業において、薬剤師の関与なしに販売できる医薬品のうち、解熱鎮痛剤・かぜ薬・整腸剤・乗り物酔い薬・健胃薬・絆創膏等については、「一般市販薬」として、一般小売店での販売を可能としていただきたい。			
関係法令	薬事法第24条、第77条の3	共管	なし	
制度の概要	医薬品を販売するには、店舗ごとに都道府県知事等の許可が必要とされている。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3ヶ年計画（平成13年3月30日閣議決定）【 8イ 医薬品販売における範囲の見直し】</p> <p>医薬品の範囲について、平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行の実施状況を踏まえつつ、一般小売店でも販売可能とするための見直しを必要に応じ引き続き行う。（平成13年度～平成15年度：実施状況を踏まえつつ、必要に応じ見直しを実施）</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>医薬品は、過量使用による有害作用や他の医薬品等との併用による相互作用等のおそれがあり、専門知識を有する薬剤師等の関与のもとで使用されるべきである。</p> <p>一方、これまで政府全体として規制改革に取り組んでいるところであり、医薬品のうち人体に対する作用が緩和で専門知識を有する薬剤師等の情報提供を要しないと認められるものについて、中央薬事審議会における医学的・薬学的観点からの十分な審議結果を踏まえ、平成11年3月に、ビタミン含有保健剤、健胃清涼剤、外皮消毒剤等15製品群の医薬部外品への移行を実施したところである。</p> <p>今後も、一定の基準に合致し、かつ保健衛生上比較的危険の少ない等の専門家の評価を受けた医薬品について、一般小売店において販売できるよう、平成14年度中に専門家による検討を開始する予定であり、医学的・薬学的観点から十分な審議を行った上で、必要に応じ見直しを行うこととしている。</p>				
担当局課室等名	医薬局総務課			

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	全てのドリンク剤、ビタミン剤の一般小売店舗による販売			
意見・要望等の内容	<p>99年3月より、ドリンク剤等の一部の医薬品が医薬部外品へ以降され、一般小売店での販売が可能となったが、当然のことながら医薬品に分類されるドリンク剤は、一般小売店で販売ができない。ドリンク剤は、薬剤師の関与しない「指名買い」による購入がほとんどであるため、比較的危険の少ない、作用が緩やかな医薬品として一般小売店での販売を可能としていただきたい。</p>			
関係法令	薬事法第24条、第77条の3	共管	なし	
制度の概要	医薬品を販売するには、店舗ごとに都道府県知事等の許可が必要とされている。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3ヶ年計画（平成13年3月30日閣議決定）【 8イ 医薬品販売における範囲の見直し】</p> <p>医薬品の範囲について、平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行の実施状況を踏まえつつ、一般小売店でも販売可能とするための見直しを必要に応じ引き続き行う。（平成13年度～平成15年度：実施状況を踏まえつつ、必要に応じ見直しを実施）</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>医薬品は、過量使用による有害作用や他の医薬品等との併用による相互作用等のおそれがあり、専門知識を有する薬剤師等の関与のもとで使用されるべきである。</p> <p>一方、これまで政府全体として規制改革に取り組んでいるところであり、医薬品のうち人体に対する作用が緩和で専門知識を有する薬剤師等の情報提供を要しないと認められるものについて、中央薬事審議会における医学的・薬学的観点からの十分な審議結果を踏まえ、平成11年3月に、ビタミン含有保健剤、健胃清涼剤、外皮消毒剤等15製品群の医薬部外品への移行を実施したところである。</p> <p>今後も、一定の基準に合致し、かつ保健衛生上比較的危険の少ない等の専門家の評価を受けた医薬品について、一般小売店において販売できるよう、平成14年度中に専門家による検討を開始する予定であり、医学的・薬学的観点から十分な審議を行った上で、必要に応じ見直しを行うこととしている。</p>				
担当局課室等名	医薬局総務課			

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会			
項目	一般販売業における管理薬剤師の配置義務の緩和					
意見・要望等の内容	医薬品一般販売業においては、薬剤師の配置義務があり、営業時間中は薬剤師を常駐させるか、薬剤師不在時は医薬品の販売を中止する等の指導を受けている。夜間活動人口の増加等による夜間顧客の要望に対し薬効の低いものについては、規制対象から除外し、最低限の管理による販売を可能にしてい欲しい。					
関係法令	薬事法第24条、第26条、第27条、 第77条の3、薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令	共管	なし			
制度の概要	医薬品の販売にあたっては、薬事法上、医薬品の一般販売業において、薬剤師を常時配置する、これらの薬剤師のうち1名を管理薬剤師とし、他の医薬品の一般販売業との兼務を原則禁止することとしている。また、医薬品の販売業者等は、医薬品を一般に購入し、又は使用する者に対し、医薬品の適正な使用のために必要な情報を提供しよう努めなければならないこととされている。					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他				
(説明) 薬局の開設者又は医薬品の販売業者は、医薬品を一般に購入し、又は使用する者に対し、医薬品の適正な使用のために必要な情報を提供しよう努めなければならないこととされており、保健衛生上の危害を防止する観点から、医薬品一般販売業における管理薬剤師の配置義務を緩和することは困難である。 なお、医薬品のうち人体に対する作用が緩和で専門知識を有する薬剤師等の情報提供を要しないと認められるものについて、中央薬事審議会における医学的・薬学的観点からの十分な審議結果を踏まえ、平成11年3月に、ビタミン含有保健剤、健胃清涼剤、外皮消毒剤等15製品群の医薬部外品への移行を実施したところである。 今後も、一定の基準に合致し、かつ保健衛生上比較的危険の少ない等の専門家の評価を受けた医薬品については、一般小売店において販売できるよう、平成14年度中に専門家による検討を開始する予定であり、医学的・薬学的観点から十分な審議を行った上で、必要に応じ見直しを行うこととしている。						
担当局課室等名	医薬局総務課					

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会
項目	通信販売における品目拡大		
意見・要望等の内容	現在、通信販売形態にて医薬品を販売する際、限られた薬効群しか認められていないため、来店の困難な消費者へ不便を生じている。		
関係法令	薬事法第24条、第37条	共管	なし
制度の概要	医薬品をインターネット等により販売等することについては、安全性確保のための要件を課した上で、限定された医薬品に限って認めているというところであり、具体的には、薬局開設者、一般販売業者等店舗により医薬品の販売又は授与を行う者が、胃腸薬、痔疾用薬、浣腸薬、歯痛・歯槽膿漏薬等をインターネット等により販売することを認めている。		
計画等における記載の状況	規制改革推進3ヶ年計画（平成13年3月30日閣議決定）【 8イ 医薬品のカタログ販売における範囲の見直し】 近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。（平成13年度：検討）		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) インターネット販売を可能としている医薬品の範囲については、 容器又は被包が破損しやすいものではなく、 経時変化がおこりにくく、 副作用をおこすおそれが少ないものであり、 一般消費者の自主的判断に基づき服用されても安全性からみて比較的問題が少ないものである。 一方、インターネット販売が認められていない医薬品については、 過量使用による有害作用の発生 他の医薬品等との併用による相互作用の発生 患者の体調等による副作用の発生 等の問題があることから、薬剤師等による積極的な情報提供が求められるものである。 したがって、インターネット販売が可能な医薬品の範囲に関するこれまでの基準を見直す考えはないが、この基準に従い、インターネット販売が可能な医薬品の範囲を追加できるものがあるか否かについて、改めて検討することとしている。			
担当局課室等名	医薬局総務課、監視指導・麻薬対策課		

分野	流通	要望提出者	日本チェーンストア協会		
項目	医薬部外品の申請・審査等に関する規制緩和				
要望の内容	(1) 医薬部外品の種別許可制度の導入 (2) 医薬部外品のシリーズ申請の拡大 (3) 一変申請、一物多名申請の審査期間の短縮 (4) 医薬品機構と審査センターの指示の統一化、都道府県間の意見の統一化				
関係法令	薬事法第14条	共管	なし		
制度の概要	医薬部外品については、薬事法第14条の規定により厚生労働大臣が品目毎の承認を与えるため、医薬品機構の既存品目との同一性調査終了後、審査センターでの審査が行われている。一方、染毛剤、パーマメント・ウェーブ用剤及び薬用歯みがき類等については、一定の承認基準が作成されており、都道府県知事に承認権限が委任されている。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応の状況	(1) 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期： 年 月) (2) 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期： 年 月) (3) 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期： 年 月) (4) 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期： 年 月)				

(説明)

- (1) 医薬部外品については、その有効性、安全性及び品質を確保する必要があることから製造・輸入にあたっては、医薬品と同様に個別品目毎の承認・許可が必要である。
- (2) 医薬部外品のシリーズ申請については、消費者の混乱を防ぐため同一性を失わないと考えられる香料、着色剤の種類が異なる場合以外の変更は、有効性・安全性・品質の確保の観点から個別に審査を行う必要がある。
- (3) 医薬部外品は標準的事務処理期間を6ヶ月としており、通常の医薬品(医療用医薬品1年、一般用医薬品10ヶ月)よりかなり短期間で承認が行われている。さらに、染毛剤、パーマメント・ウェーブ用剤及び薬用歯みがき類等については、一定の承認基準を作成し、当該基準に適合するものは都道府県知事により承認が行われており、現に承認審査の簡素化・迅速化(概ね2~3ヶ月で審査が行われている。)を図っている。このように承認審査の迅速化については、相当程度措置を行っており、現状の審査体制等を考慮すると、これ以上の迅速化を行うことは現時点では困難である。
- (4) 医薬品機構と審査センターの指示の内容については、定期的を開催している担当者連絡会の他、相互の連絡を密にするなど、その都度細かい指示の整合化に努めている。さらに、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センターを統合し、新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設立することから業務の一元化が図られることとなる。また、都道府県間の意見の違いについては、都道府県担当者会議等の場を通じて、その整合化を努めている。

担当局課室等名

医薬局審査管理課

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会			
項目	医薬品卸売一般販売業の許可取得に関する緩和					
意見・要望等の内容	医薬品を保管、仕分けを行う倉庫又はグループ各社店舗に配送するために医薬品を一括仕入れする中継配送センターに関しては、管理薬剤師の配置や試験室の設置を不要として欲しい。					
関係法令	薬事法第24条、第26条、第27条	共管	なし			
制度の概要	業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することは、原則として薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者に限られる。					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; border-left: 1px dashed black;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他				
(説明) 医薬品を一括仕入れする中継配送センターについても、医薬品の保管から譲渡に及ぶ行為を行う場合には、薬事法上の医薬品の販売業の許可が必要である。卸売一般販売業については、保健衛生上の危害を防止する観点から、それぞれの医薬品の特性に応じた適切な保管及び品質管理を行うため、医薬品の特性等に係る専門的な知識を有する者である薬剤師を少なくとも1人配置していること、必要な構造設備を有していること等の確認を行った上で許可を与えているところである。このため、これらを緩和することは困難である。						
担当局課室等名	医薬局総務課					

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会
項目	調剤薬局での処方薬に関する緩和		
意見・要望等の内容	<p>調剤における処方薬は、製品名により処方される場合がほとんどである。日本においては、同一成分であっても医師の同意なしでは他製品への変更はできない。また、同意が得られない場合も多々あり、処方せんに記載される薬価収載品目は約12000アイテムほどあり、不特定の医療機関より処方せんに応需する面、分業対応の薬局においては、備蓄薬品のアイテムが増加し、それに伴う管理コストの増加、廃棄ロスの発生が問題となっているのが現状である。経済的な面のみでなく、備蓄外薬品が処方される場合、手配に時間がかかる等、消費者利便を欠いている。</p> <p>そのため、成分による処方を認めて欲しい。</p>		
関係法令	薬剤師法第23条第2項	共管	なし
制度の概要	<p>薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんに交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>現行の医療制度において、処方せんが医薬品の一般名により記載されている場合については、当該医薬品に該当する薬剤を選択することができることとなっている。</p> <p>なお、処方せんに医薬品の名称が商品名で記載されている場合に、薬剤師が患者の同意と選択に基づいて有効成分等が同一の医薬品を用いて調剤することを可能とする仕組みの検討については、まずは、後発医薬品の使用促進の観点から環境整備を図ることとし、そのため、引き続き医薬品の品質再評価を行い、後発医薬品を含む医薬品の品質管理を図る一方、後発医薬品の使用を一層促進していくため、後発医薬品とその品質の確保についての啓発を進める等、患者が適正に選択できるよう情報提供の充実を図ることとしてまいりたい。</p>			
担当局課室等名	医薬局総務課		

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会					
項目	都道府県における薬局構造設備の基準の統一							
意見・要望等の内容	<p>薬局の構造設備基準について都道府県によって基準が異なるため、薬局を開設する際にコストアップになっている。</p> <p>そこで、都道府県による指導の統一を図っていただきたい。</p>							
関係法令	薬事法第5条、第6条 薬局等構造設備規則	共管	なし					
制度の概要	<p>薬局は、その所在地の都道府県知事の許可を受けなければ、開設してはならないこととなっている。その薬局の構造設備が、薬局等構造設備規則に適合しないときは、薬局の許可を与えないことができる。</p>							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">措置困難</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">その他</td> </tr> </table>				措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他					
(説明) 薬局の許可は都道府県の自治事務とされており、薬局の構造設備については、薬局等構造設備規則に基づき各都道府県の判断で指導がなされているところである。								
担当局課室等名	医薬局総務課							

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会			
項目	薬局の構造設備による薬局の面積区分指導の見直し					
意見・要望等の内容	<p>東京都において審査基準及び指導基準（薬局編）の文書を基に指導を受けているが、審査基準にはやむを得ない場合として、線引きによる区分けを挙げているにもかかわらず、実際の指導においては、</p> <p>隔壁による区分けを求められ、隔壁となるよう陳列什器の設置位置について指導される。</p> <p>そこで、そのような面積区分指導を見直していただきたい。</p>					
関係法令	薬事法第5条、第6条 薬局等構造設備規則	共管	なし			
制度の概要	<p>薬局は、その所在地の都道府県知事の許可を受けなければ、開設してはならないこととなっている。その薬局の構造設備が、薬局等構造設備規則に適合しないときは、薬局の許可を与えないことができる。</p>					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>薬局の許可は都道府県の自治事務とされており、薬局の構造設備については、薬局等構造設備規則に基づき各都道府県の判断で指導がなされている。</p>						
担当局課室等名	医薬局総務課					

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会												
項目	医薬品一般販売業の許可基準、指示について														
意見・要望等の内容	<p>長崎県時津市西彼保健所への医薬品一般販売業許可申請の際、医薬品売り場においては、通路は通り抜けできる状態では許可されず、医薬品を置く場所の通路の片側をパーティションで防ぎ許可を得た。</p> <p>九州の他県では、このような指示を受けたことはなく、医薬品は一定の場所に薬剤師が管理しやすく配置するためパーティションでふさぐことは消費者の立場から不自由な面が考えられ、このような指導はやめていただきたい。</p>														
関係法令	薬事法第26条第1項、第2項 薬局等構造設備規則	共管	なし												
制度の概要	<p>医薬品の一般販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事等が与えることとなっており、その構造設備は、薬局等構造設備規則で定められている。</p>														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> </td> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(実施(予定)時期:</td> <td colspan="3" style="border: none;">)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>			(実施(予定)時期:)		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>														
(実施(予定)時期:)														
<p>(説明)</p> <p>医薬品の一般販売業の許可は都道府県等の自治事務とされており、店舗の構造設備については、薬局等構造設備規則に基づき、各都道府県等の判断で指導がなされている。</p>															
担当局課室等名	医薬局総務課														

分野	流通	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	一般小売店における作用の緩やかな医薬品販売の実現			
意見・要望等の内容	<p>総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」において、「医薬品について、一定の基準に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ないと専門家等の評価を得たものについて、一般小売店で販売できるよう、見直しを行うべきである。」とある。</p> <p>したがって、既に特例販売業等において薬剤師の関与なしに販売できる医薬品を中心に改めて検討を行い、早期に作用の緩やかな医薬品（整腸薬、健胃薬、作用の緩やかなかぜ薬、解熱鎮痛剤、乗り物酔い薬等）について、一般小売店での販売を可能とすべき。</p>			
関係法令	薬事法第24条、第77条の3	共管	なし	
制度の概要	医薬品を販売するには、店舗ごとに都道府県知事等の許可が必要とされている。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3ヶ年計画（平成13年3月30日閣議決定）【 8イ 医薬品販売における範囲の見直し】</p> <p>医薬品の範囲について、平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行の実施状況を踏まえつつ、一般小売店でも販売可能とするための見直しを必要に応じ引き続き行う。（平成13年度～平成15年度：実施状況を踏まえつつ、必要に応じ見直しを実施）</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>	
<p>（説明）</p> <p>医薬品は、過量使用による有害作用や他の医薬品等との併用による相互作用等のおそれがあり、専門知識を有する薬剤師等の関与のもとで使用されるべきである。</p> <p>一方、これまで政府全体として規制改革に取り組んでいるところであり、医薬品のうち人体に対する作用が緩和で専門知識を有する薬剤師等の情報提供を要しないと認められるものについて、中央薬事審議会における医学的・薬学的観点からの十分な審議結果を踏まえ、平成11年3月に、ビタミン含有保健剤、健胃清涼剤、外皮消毒剤等15製品群の医薬部外品への移行を実施したところである。</p> <p>今後も、一定の基準に合致し、かつ保健衛生上比較的危険の少ない等の専門家等の評価を受けた医薬品について、一般小売店において販売できるよう、平成14年度中に専門家による検討を開始する予定であり、医学的・薬学的観点から十分な審議を行った上で、必要に応じ見直しを行うこととしている。</p>				
担当局課室等名	医薬局総務課			

分野	流通	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	医療用具の製品標準書等の電子媒体での利用			
要望の内容	医療用具の製品標準書ならびに手順書を電子媒体で作成，保存することを認める。			
関係法令	・医療用具の製造管理及び品質管理規則第3条 ・医療用具の輸入販売管理及び品質管理規則第3条	共管	なし	
制度の概要	<p>医療用具の製造業者や輸入販売業者は，医療用具の品目毎に，承認事項，仕様，製造手順等について記載した製品標準書を当該医療用具の製造（輸入）に係る製造所（営業所）毎に作成しなければならない。また，工程管理，試験検査，出荷の可否の決定，修理，苦情処理，回収処理，自己点検及び教育訓練の手順に関する文書を製造所（営業所）毎に作成しなければならない。</p> <p>現在，製造管理及び品質管理に関する記録については，磁気媒体等による保存を認めているが，製品標準書等については電子媒体による保存を認めていない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期： 年 月） （結論時期：平成17年度より導入予定）			
<p>（説明）</p> <p>医療用具のGMP（製造管理及び品質管理規則）省令及びGMP I（輸入販売管理及び品質管理規則）省令については，今般の薬事法改正（平成14年7月31日公布）に伴い，医療機器の国際的な品質基準であるISO13485を踏まえた全面的な改正を行うことを予定しており，文書類の保存については当該国際基準との整合化の一環として，電子媒体を含む書面以外の媒体による作成・保存を可能とすることを予定している。</p> <p>現在、改正薬事法の施行時期と同じ平成17年度より，文書類の電子媒体保存を含む当該国際規格を踏まえた制度の一体的な導入を図るべく，関係団体と協議を行いつつ省令の改正作業を進めている。</p>				
担当局課室等名	医薬局監視指導・麻薬対策課			

分野	流通	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	磁気共鳴画像診断装置（MRI 装置）の承認申請において臨床試験を必要とする静磁場強度の緩和			
要望の内容	MRI 装置の製造承認について、静磁場強度 3 テスラ (T) までは臨床試験を不要とする。			
関係法令	薬事法第 14 条、薬事法施行規則第 18 条の 3 第 1 項第 4 号	共管	なし	
制度の概要	<p>核磁気共鳴 CT 装置の承認申請に際し、静磁場強度が 0.15 T 以上、1.5 T 以下の MRI については、臨床試験に関する資料の添付を不要とする。</p> <p>（平成 3 年 3 月 28 日事務連絡・審査実務連絡（91 - 1）「核磁気共鳴 CT 装置の承認申請に係る臨床試験の取扱いについて」）</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） 静磁場強度 1.5 T を超え 3 T までのものについては既承認事例が極めて少なく、人での安全性及び必要な画像が撮影できることを確認するために、現時点では、臨床試験を行った上で承認の可否を判断する必要があると考えている。				
担当局課室等名	医薬局審査管理課医療機器審査管理室			

分野	流通	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	民生品を利用した医療用具の承認審査の見直し			
要望の内容	民生品（一般に製造・販売されているワークステーション、パーソナルコンピュータ、CRT モニター等）を利用した医療用具の承認審査において求められる電気的安全性や放射線の安全性に関する資料については、当該民生品が IEC60950 における電気的安全性基準や米国 DHHS における X 線漏れ基準を満たしている場合、その旨を証する書類を添付することで足りるものとして、申請者が再度試験を行い、その試験結果の書類を添付することを不要とすべきである。			
関係法令	薬事法第 14 条、薬事法施行規則第 18 条の 3 第 1 項第 4 号	共管	なし	
制度の概要	<p>患者に直接使用する医用電気機器に該当する医療機器の電気的安全性試験、X 線漏れ試験については、国際的に IEC60601 基準（医用電気機器に関する基準）に従うこととされており、厚生労働省においても該当する医療機器については同基準に適合することを求めている。</p> <p>また、患者に直接使用しない医用電気機器に該当する医療機器の電気的安全性基準については、特段の基準を定めていないことから、IEC60950 基準に適合していることを示すことで構わないが、承認申請資料として添付する試験検査結果の信頼性を担保する観点から、当該試験を外国の機関を含む公的検査機関で行うことを求めている。患者に直接使用しない医用電気機器に該当する医療機器では、通常、X 線漏れ試験を要求することはない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期：17 年 4 月）	措置困難	その他
（説明） リスクの低い医療機器については、民生品たるパソコン部分も含めた当該医療機器システム全体に対する電気安全基準への適合性を、承認許可を取得する医療機器メーカー自身が担保することを前提とした上で、患者に直接使用しない医用電気機器の民生品部分の電気安全性試験について、その試験結果書類の添付を不要にできないか検討する。				
担当局課室等名	医薬局審査管理課医療機器審査管理室			

分野	流通	意見・要望提出者	E U												
項目	脱臭剤、染髪料などを化粧品として分類すること														
意見・要望等の内容	脱臭剤、染髪料などを一般的な製品が化粧品として分類されることを要請する。そして、活性成分を含む製品を「医薬部外品」として分類することとその理由の明示、そしてこのカテゴリーにおける新成分の承認基準を明確化することを要請する。														
関係法令	薬事法第2条、第42条	共管	なし												
制度の概要	化粧品と医薬部外品の定義は、薬事法第2条の規定されている。化粧品は、薬事法第42条に基づき化粧品基準を定めており、配合禁止・配合制限成分リスト（ネガティブリスト）及び特定成分群の配合可能成分リスト（ポジティブリスト）による規制が行われている。														
計画等における記載の状況	規制改革推進3ヶ年計画（平成13年3月30日閣議決定）【 8イ 化粧品の配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の見直し】 化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合性を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の見直しを図る。 （平成13年～平成15年度：逐次実施）														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（実施時期：平成13年4月）</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
<p>（説明）</p> <p>殺菌剤を含まない脱臭剤、一部の染毛剤については、従来から化粧品として取り扱われているところ。</p> <p>なお、2001年4月1日より施行された化粧品制度に伴い、例えば、医薬部外品であるひげそり用剤の一部が化粧品へ移行した。</p> <p>一方、殺菌剤を含む脱臭剤及び一部の染毛剤については、安全性の観点から、引き続き、医薬部外品として取り扱うこととしている。</p> <p>なお、新規有効成分を含む医薬部外品の承認申請において、添付すべき資料は昭和55年5月30日薬発第700号厚生省薬務局長通知において明示しているところであり、これらの資料に基づき安全性及び効能・効果を審査しているところである。</p>															
担当局課室等名	医薬局審査管理課														

分野	流通	意見・要望提出者	E U																								
項目	化粧品への分類につき、ポジティブリストとネガティブリストの国際的調和の検討																										
意見・要望等の内容	<p>(1) ポジティブリストとネガティブリストの国際的調和を図るとともに、こうした品目リストに新成分を追加する場合の試験及び承認基準の相互承認を確立することを目的に、E U の規制当局と協議すること。</p> <p>(2) 外国の製造者がこれらのリストにより簡単にアクセスできるよう、同リストの公式英語版を提供すること。</p>																										
関係法令	薬事法第2条、第42条	共管	なし																								
制度の概要	化粧品と医薬部外品の定義は、薬事法第2条の規定されている。化粧品は、薬事法第42条に基づき化粧品基準を定めており、配合禁止・配合制限成分リスト（ネガティブリスト）及び特定成分群の配合可能成分リスト（ポジティブリスト）による規制が行われている。																										
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3ヶ年計画（平成13年3月30日閣議決定）【<input type="checkbox"/>8イ<input type="checkbox"/>化粧品の配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の見直し】</p> <p>化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合性を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の見直しを図る。</p> <p>（平成13年～平成15年度：逐次実施）</p>																										
対応の状況	<p>(1)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td colspan="3" rowspan="2" style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> <p>（実施時期：平成13年4月）</p> <p>(2)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td colspan="3" rowspan="2" style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																								
措置済	措置するか否かを含めて検討中																										
措置予定				具体的措置の検討中																							
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																								
措置済	措置するか否かを含めて検討中																										
措置予定				具体的措置の検討中																							
<p>(説明)</p> <p>(1) ポジティブリスト及びネガティブリストは、可能な限り欧米との国際調和を図ったものであり、ポジティブリストへの新たな成分の収載要領については、2001年3月に通知したところ。</p> <p>(2) 現時点では、リスト収載に係る基準について、相互承認を確立することを目的とした協議を行う予定はない。また、リストの公式英語版を提出する予定はない。</p> <p>なお、成分名称の表示については、INCIに対応した日本化粧品工業連合会作成の「化粧品の全成分表示名称リスト」の利用を促しているところである。</p>																											
担当局課室等名	医薬局審査管理課																										

分野	流通	意見・要望提出者	E U
項目	化粧品について非動物代替試験データを受け入れる条件に関する情報の提供		
意見・要望等の内容	化粧品について非動物代替試験データを受け入れる条件に関する情報の提供		
関係法令	薬事法第2条、第42条	共管	なし
制度の概要	化粧品と医薬部外品の定義は、薬事法第2条の規定されている。化粧品は、薬事法第42条に基づき化粧品基準を定めており、配合禁止・配合制限成分リスト（ネガティブリスト）及び特定成分群の配合可能成分リスト（ポジティブリスト）による規制が行われている。		
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3ヶ年計画（平成13年3月30日閣議決定）【 8イ 化粧品の配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の見直し】</p> <p>化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合性を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の見直しを図る。</p> <p>（平成13年～平成15年度：逐次実施）</p>		
対応の状況	<input type="checkbox"/> 措置済・措置予定 <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 措置困難 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 措置するか否かを含めて検討中 <input type="checkbox"/> 措置予定 <input type="checkbox"/> 具体的措置の検討中 （実施（予定）時期： ）		
<p>（説明）</p> <p>我が国では、企業責任で準備する安全性に関するデータについては、動物を使わない代替試験データであっても、現在のところ、使用の制限は特段存在しない。</p> <p>なお、現在、E Uにおいて議論されている、試験データに関する技術的な問題について、E U側と情報交換を行うことを希望する。</p>			
担当局課室等名	医薬局審査管理課		

分野	流通	意見・要望提出者	E U
項目	E Uの基準に従った化粧品製造者の正当なマーケティングにおける訴求の可能化		
意見・要望等の内容	製造業者等が証明の責任を負うことを前提にマーケティングにおける訴求を行えるようにすること		
関係法令	薬事法第2条、第42条	共管	なし
制度の概要	化粧品と医薬部外品の定義は、薬事法第2条の規定されている。化粧品は、薬事法第42条に基づき化粧品基準を定めており、配合禁止・配合制限成分リスト（ネガティブリスト）及び特定成分群の配合可能成分リスト（ポジティブリスト）による規制が行われている。		
計画等における記載の状況	規制改革推進3ヶ年計画（平成13年3月30日閣議決定）【 <input type="checkbox"/> 8イ <input type="checkbox"/> 化粧品の配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の見直し】 化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合性を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の見直しを図る。 （平成13年～平成15年度：逐次実施）		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>化粧品の効能の範囲については、従来、化粧品の区分毎に効能の範囲が定められていたが、2001年4月1日より、化粧品の区分毎の効能の範囲の見直しを行い、化粧品として1つのカテゴリーとしたところ。</p> <p>なお、化粧品の効能の範囲を超えたものを訴求する場合、医薬部外品等としての製造（輸入）承認申請が必要となる。</p>			
担当局課室等名	医薬局審査管理課		

分野	流通分野	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	食品営業許可関連の申請書・届出書様式の統一化			
意見・要望等の内容	市町村によりまちまちな申請書・届出書の様式統一化 有料許可申請書の無料化			
関係法令	食品衛生法第21条	共管	なし	
制度の概要	食品衛生法第21条に基づき、定められた業種においては、都道府県知事等による許可が必要となっている。食品衛生指導員による指導及び食品衛生協会への加入は許可の要件とはしていない。なお、平成12年4月より同条は自治事務となっている。			
計画等における記載の状況	該当無し			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施時期：平成10年10月30日)			
(説明)				
<p>については、平成7年9月27日衛食第176号厚生省生活衛生局食品保健課長通知「営業許可の申請書等について」により、各都道府県等に対して、許可申請書類の全国的標準化・簡素化を図る観点から、許可申請書の標準的な様式を定めたこと等を周知したところである。</p> <p>については、平成10年10月30日付衛食第101号厚生省生活衛生局食品保健課長通知「食品関係営業許可申請時の添付資料について」により、各都道府県等に対して、営業許可申請時に設置場所管理者の承諾書、新規営業施設事前指導証明書などの不必要な書類は添付させないこと及び許可手数料の徴収の際、食品衛生協会への加入が強制加入であるような誤解を生じさせないこと等を周知したところである。</p> <p>本要望は都道府県の自治事務に属することであるが、必要以上の規制があると認められたものについては、各自治体に対して必要に応じて技術的な指導・助言を行って参りたい。</p> <p>なお、要望の申請書代金の件について、当該都道府県等に実地に照会を行ったところ、そのような事実は無いことが改めて判明した。</p>				
担当局課室等名	医薬局食品保健部監視安全課			

分野	流通	意見・要望提出者	日本経済団体連合会												
項目	特定保健用食品の許可・承認に関する審査過程の透明性の向上														
意見・要望等の内容	<p>薬事・食品衛生審議会新開発食品評価調査会(以下、調査会)において、申請者からのヒアリング(面接審査)を行うこととする等、審査員である調査会委員と申請者とが直接質疑応答を行うことのできる場を設けるべきである。</p> <p>調査会における審議の内容を、審議終了後、可能な限り詳細且つ迅速に公開すべきである。</p>														
関係法令	栄養改善法、食品衛生法	共管	なし												
制度の概要	<p>食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示を食品に付するには、審査を受け厚生労働大臣の許可(承認)を受けなければならない(栄養改善法第12条、第15条)。</p> <p>特定保健用食品は、安全性及び効果の審査の手続きを経たものでなければならず(食品、添加物等の規格基準(告示))、当該審査は薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、審査を行うものとされている(特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続(告示))。</p>														
計画等における記載の状況	該当なし。														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> </td> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border: none;">(実施(予定)時期:)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>			(実施(予定)時期:)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>														
(実施(予定)時期:)															
(説明)															
<p>調査会における審議には、既承認の同種の特別用途食品についての非公開情報などを参照しながら議論されるのが通例であり、申請者以外の企業等の秘密情報を侵害しうることから、不適當である。</p> <p>調査会における審議内容の公表については、「薬事・食品衛生審議会の公開について」に基づき、申請者の機密情報に触れない範囲で既に可能な限り対応してきているところである(平成14年12月末分までHP上で公表済)。</p> <p>なお、申請者に対しては審議の結果及び申請に対する指摘事項について、文書をもって連絡しており、申請者の求めに応じ、内容を説明してきているところである。</p>															
担当局課室等名	厚生労働省医薬局食品保健部企画課新開発食品保健対策室														

分野	エネルギー	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会					
項目	放射線業務に係る同種法令間の整合							
意見・要望等の内容	<p>妊娠中の女性放射線業務従事者に関する線量限度の設定について、妊娠期間の始点の定義は、「放射線障害防止法」と「実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則」では、「本人の申し出等により使用者が妊娠の事実を知ったときから」であるのに対し、「電離放射線障害防止規則」では、「妊娠と診断されたときから」となっており、差異がある。</p> <p>電離放射線障害防止規則第6条における妊娠期間の始点の定義を「本人等の申し出等により使用者が妊娠の事実を知ったときから出産まで」と改め、法令間の整合を図るようすべきである。</p>							
関係法令	電離放射線障害防止規則第6条	共管	なし					
制度の概要	<p>放射線業務従事労働者については、労働安全衛生法に基づき、放射線による健康障害を防止する観点から、電離放射線障害防止規則において、被ばく線量の限度が規定されているが、妊娠中の女性については、胎児の保護の観点から、さらに厳しい管理を求めている。妊娠と診断されたときから出産までの間に受ける線量が、内部被ばくによる実効線量で1ミリシーベルト以下、腹部表面における等価線量で2ミリシーベルト以下としなければならないこととなっている。(放射線障害防止法等の他法令では、妊娠中の女性の被ばく管理の始期を「妊娠と診断されたときから」ではなく「本人の申し出等により使用者が妊娠の事実を知ったときから」としている。)</p>							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <p style="margin-left: 20px;">措置済</p> <p style="margin-left: 20px;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>検討中</p> <p style="margin-left: 20px;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="margin-left: 20px;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">措置困難</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">その他</td> </tr> </table>				<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <p style="margin-left: 20px;">措置済</p> <p style="margin-left: 20px;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p> </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>検討中</p> <p style="margin-left: 20px;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="margin-left: 20px;">具体的措置の検討中</p> </div>	措置困難	その他
<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <p style="margin-left: 20px;">措置済</p> <p style="margin-left: 20px;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p> </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>検討中</p> <p style="margin-left: 20px;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="margin-left: 20px;">具体的措置の検討中</p> </div>	措置困難	その他					
(説明)								
<p>放射線障害防止に係る各法令については、それぞれの法の趣旨・目的に照らし、必要な規制を行っているものである。</p> <p>電離放射線障害防止規則で妊娠中の女性の被ばく管理の始期を「妊娠と診断されたときから」としているのは、労働安全衛生法が客観的基準により最低限必要な安全規制を事業者に課しているものであることから、事業者への妊娠の申し出の時期によって最低基準の取扱いが変わることがないように、妊娠と診断されたときに遡って被ばく線量管理を適用するためである。</p>								
担当局課室等名	労働基準局安全衛生部労働衛生課							

分野	住宅・土地、公共事業	意見・要望提出者	大阪商工会議所				
項目	都市再生の推進（優先的審査）						
意見・要望等の内容	大都市の機能強化による国際協力の強化は、わが国再生の成否を左右しかねない。そのためには、創薬の優先的審査を検討すべきである。						
関係法令	薬事法第14条	共管	なし				
制度の概要	希少疾病用医薬品及び適用疾病が重篤であると認められ、既存の医薬品と比較して有効性又は安全性が医療上明らかに優れていると認められる医薬品については、優先的に審査を行う。						
計画等における記載の状況	該当なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table> <p>（実施時期：平成12年4月）</p>			<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>				
<p>（説明）</p> <p>希少疾病用医薬品及び適用疾病が重篤であると認められ、既存の医薬品と比較して有効性又は安全性が医療上明らかに優れていると認められる医薬品については、他の品目に優先して審査を行うことができるとされている。</p>							
担当局課室等名	医薬局審査管理課						

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経団連												
項目	公共工事に係わる一般競争入札の準備期間の確保														
意見・要望等の内容	入札の公正確保・透明性向上の観点から、特に大規模公共工事の場合は、公告の実施時期を大幅に前倒しをし、入札参加希望者の入札準備期間を十分に確保する。例えば、特定調達契約の場合は、少なくとも入札期日の数ヶ月前には公告を行うこととする。地方公共団体が実施する調達契約の場合も、国に準じた措置を講じる。														
関係法令	予算決算及び会計令 国の物品等の調達手続の特例を定める政令	共管	なし												
制度の概要	公共工事等に係る一般競争入札を国が実施する際には、発注機関は、政府調達に関する協定の適用を受ける特定調達契約（建設工事の場合は6億6千万円以上）の場合は、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に（急を要する場合は10日前）、それ以外の調達契約の場合は、10日前（急を要する場合は5日前）に官報等で公告しなければならない。 地方公共団体が実施する調達契約の場合は、いずれにも公告は必要とされているが、その期間の定めはない。														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td>措置済・措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>措置済</td> <td>措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>措置予定</td> <td>具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：平成16年度）</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
<p>（説明）</p> <p>特定調達契約については、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報等で公告することとしており、また、公共工事においては、当該年度の発注計画をできる限り早期に公表したいと考えている。</p>															
担当局課室等名	大臣官房会計課監査指導室														

分野	住宅・土地	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	建築物環境衛生管理技術者の選任基準の緩和			
意見・要望等の内容	建築物環境衛生管理技術者の選任に関し、建築物の維持権原者が同じで、類似の構造設備であり、しかも歩いて数分以内の近接する敷地にある事務所用ビルについても、2棟ないし3棟まで、環境衛生管理技術者の兼任を認めるべきである。			
関係法令	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条	共管	なし	
制度の概要	<p>特定建築物の所有者等は、建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督させるため、建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）を置くこととされており、建築物相互の距離、用途、構造設備、延べ面積、所有者等の状況等から、職務の遂行に当たって特に支障がないときは、管理技術者は複数の特定建築物を兼任できることとされている（法6条、規則5条）。</p> <p>また、上記の解釈について、国から指導権限を有する都道府県等に対し、「統一的管理性が確保されている場合は、3棟までの兼任を認めることができる。</p> <p>なお、統一管理性とは、建築物の維持管理権原者が同一で、かつ、空気調和設備、給水設備等建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であり、管理方法の統一化が可能なものをいう。」旨を示しているところである（「建築物環境衛生管理技術者の選任について」（平成14年3月26日健発第0326015号健康局長通知））。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
（説明） 特定建築物の維持管理に関する指導監督は、都道府県等の自治事務であり、施行規則第5条において、建築物相互の距離、用途、構造設備、延べ面積、所有者等の状況等から、職務の遂行に当たって特に支障がないときは、管理技術者の兼任が可能である旨明確に規定されていることから、管理技術者の選任についても、これに基づき指導が行われているところである。また、国としても、統一的管理性が確保されている場合は3棟まで兼任が認められる旨の解釈を示している。したがって、要望内容は事実誤認である。				
担当局課室等名	健康局生活衛生課			

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経団連																
項目	公共工事に係わる競争入札参加資格申請手続の見直し																		
意見・要望等の内容	競争入札参加資格申請手続きのインターネットによる受付、ワンストップ・サービス化を実現するとともに、資格条件を統一化し、全ての競争入札に有効な統一資格とする。																		
関係法令	予算決算及び会計令	共管	なし																
制度の概要	<p>中央省庁等が行う物品製造等に係わる競争入札参加資格申請手続は、平成13年1月の定期審査から全省庁が統一的行うシステムの運用が開始され、いずれか1の省庁の申請場所に申請し、認定されれば、希望地域の全省庁が行う競争入札に参加が有効となる統一資格となっている。</p> <p>これに対し、建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係わる競争入札資格参加資格申請手続は、技術評価等の特殊性という理由から各省庁等がそれぞれ独自に審査を行っている。</p>																		
計画等における記載の状況	該当なし																		
対応の状況	<table border="0"> <thead> <tr> <th>措置済・措置予定</th> <th>検討中</th> <th>措置困難</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置済</td> <td colspan="3">措置するか否かを含めて検討中</td> </tr> <tr> <td>措置予定</td> <td colspan="3">具体的措置の検討中</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(実施(予定)時期:)</td> </tr> </tbody> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期:)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																
措置済	措置するか否かを含めて検討中																		
措置予定	具体的措置の検討中																		
(実施(予定)時期:)																			
<p>(説明)</p> <p>公共工事に係わる競争入札参加資格申請手続については、平成13年度から、厚生労働省のいずれか一つの申請受付機関に申請することにより競争参加資格が有効となる一元的な受付を実施している。</p> <p>インターネットによる受付については、先進省庁の実施状況等を踏まえ、今後検討する。</p>																			
担当局課室等名	大臣官房会計課監査指導室																		

分野	運輸	意見・要望提出者	日本船主協会	
項目	マニラ港出港船に対する無線検疫の実施			
意見・要望等の内容	<p>フィリピンは国内にコレラ汚染地域をもつ国に指定されており、同国出港後5日以内に日本に入港する船舶は、無線検疫制度の適用を受けられず、検疫錨地において検疫を受けなければならない。同国マニラ港とわが国には定期コンテナ航路が開設されているが、本邦港湾まで概ね4日程度で到着するため検疫錨地において検疫を受けなければならず、コンテナ船の効率的運航を阻害する。フィリピン同様中国も汚染地域に指定されているが無線検疫は適用されており、マニラ港出港船についても同様の措置が必要。</p>			
関係法令	検疫法第17条第2号、無線検疫手続大綱	共管	なし	
制度の概要	<p>無線検疫を受けようとする船舶の長は、当該船舶内の保健状況等、無線検疫手続大綱に定められた所要の事項を検疫所長に通報するとともに、検疫所においては通報された事項について審査を行い無線検疫適用の可否を決定する。無線検疫が実施される船舶は、到着時の検疫手続きは必要ないことから、検疫区域に停泊することなく直接入港することができる。</p> <p>なお、コレラ汚染地域から出航し5日以内に日本に到着する船舶については無線検疫は適用されず、当該船舶の検疫手続は検疫区域において実施される。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
(説明)				
<p>検疫法第4条等により、日本の港に入港する外国を発航した船舶の長は、船舶を検疫区域に入れ検疫を受けなければならない。しかし、同法第17条第2項により検疫所長に一定事項を通報した上で、病原体が国内に侵入するおそれがないと認められたときは、検疫区域での検疫を受けることなく入港することができる(無線検疫)。しかしながら、無線検疫手続大綱第2の2の(1)により、検疫感染症の汚染地域をもつ国を発航し、当該感染症の潜伏期間を考慮した一定期間内(コレラは5日以内)に入港する場合は、無線検疫は適用されないこととなっている。いずれにせよ、近年、船舶の衛生状態が向上し、乗組員等にも衛生思想が普及したことから、今後、無線検疫の運用のあり方について検討していくこととしている。</p>				
担当局課室等名	健康局結核感染症課、医薬局食品保健部企画課検疫所業務管理室			

分野	運輸	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 (社)日本船主協会
項目	船員保険の被保険者資格の見直し		
意見・要望等の内容	<p>日本籍船を所有又は裸用船する事ができなくなった事業主が雇用する船員は、原則として船員法に規定する船員ではなくなるため、船員保険の被保険者資格を失うこととなる。この場合、現在は1年以内に当該事業主が日本船を所有する旨の確約書を提出することにより資格継続を可能とする特例が講じられているが、このような特例によらず、例えば船員法上の船員の範囲の見直し、船員保険法の特別加入制度の創設、あるいは、有料の労務供給事業を船員職業安定法上でも認め、同事業を営む事業主の雇用する船員については、外国籍船に雇い入れされる場合も含めて船員保険の被保険者資格を付与する等により船員保険の被保険者資格が継続できるようにするための見直しが必要。</p>		
関係法令	船員保険法第17条、第18条、第19条、船員法第1条	共管	国土交通省(船員法)
制度の概要	<p>船員保険の被保険者は、船員保険法第17条に基づき、船員法第1条に規定する船員と規定されていることから、船舶所有者が日本船舶を所有しなくなった場合、これらに雇用されていた者が、船員法上の船員ではなくなることに伴い、船員保険の被保険者資格を失うこととなる。</p> <p>なお、平成8年の運輸省通達により、やむを得ない事由により一時的に日本船を所有できなくなった船舶所有者に雇用されている者であって、一定の条件を満たした者については、地方運輸局長等の認定により、最長2年半の間、特例的に船員法上の船員として、取り扱うこととされている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明) 上記のとおり、国土交通省より通達が出され、対応がなされているところである。			
担当局課室等名	厚生労働省保険局保険課、国土交通省海事局船員政策課・船員労働環境課		

分野	危険物・保安（運輸）	意見・要望提出者	日本化学工業協会													
項目	毒物及び劇物の輸送容器に関する容量制限の撤廃 （無機シアン化合物）															
意見・要望等の内容	現行規定では、容器容量が1万L以下となっているが、欧米並みに容器制限を撤廃していただきたい。															
関係法令	毒物及び劇物取締法第16条、毒物及び劇物取締法施行令第40条の2	共管	なし													
制度の概要	毒物及び劇物取締法では、無機シアン化合物たる毒物又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤を運搬する場合の容器について基準を定めている。															
計画等における記載の状況	該当なし															
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">┌ 措置済</td> <td style="border: none;">┌ 措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└ 措置予定</td> <td style="border: none;">└ 具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：平成14年度中）</p>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	┌ 措置済	┌ 措置するか否かを含めて検討中			└ 措置予定	└ 具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他													
┌ 措置済	┌ 措置するか否かを含めて検討中															
└ 措置予定	└ 具体的措置の検討中															
<p>（説明）</p> <p>平成14年12月27日毒物及び劇物取締法施行令を一部改正し、新たに、国際基準（国際海事機関（I M O）が定める国際海上危険物輸送規程（IMDG Code））に適合している一定の容器について、国内使用を可能とするための基準の特例を定めたところである。現在、基準の特例の内容を省令において定めるため作業中である。</p>																
担当局課室等名	医薬局審査管理課化学物質安全対策室															

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	(社)石油化学工業協会 (社)日本経済団体連合会 (社)日本化学工業協会														
項目	ボイラー等の性能規定化の促進																
意見・要望等の内容	<p>ボイラーおよび圧力容器等に係る性能規定化について、現行の関係規則そのものを性能規定とするとともに、詳細に仕様規定した構造規格については例示基準化する。</p> <p>現在進められている性能規定化に係る平成13年度からの具体的措置の検討について、性能規定化の考え方・スケジュール・進捗状況等の内容を示して頂きたい。</p>																
関係法令	ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格	共管	なし														
制度の概要	ボイラー及び第一種圧力容器については、その安全を確保するため、労働安全衛生法に基づき構造規格が定められている。																
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画(改定)の -12-エ- -a 及び別添1-1-(3)- 】 仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、性能規定化を完了する。																
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">検討中</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">措置困難</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">その他</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> 措置済 措置予定 </div> </td> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期:平成15年3月)</td> </tr> </table>					措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> 措置済 措置予定 </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div>			(実施(予定)時期:平成15年3月)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他														
<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> 措置済 措置予定 </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div>																
(実施(予定)時期:平成15年3月)																	
<p>(説明)</p> <p>ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格については、平成14年度中に性能規定化を完了することとしている。なお、性能規定化に当たっては、現行の構造規格の内容を整理して例示基準として示すこととしている。</p>																	
担当局課室等名	労働基準局安全衛生部安全課																

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	(社)石油化学工業協会 (社)日本化学工業協会
項目	労働安全衛生法の認定制度の合理化及び見直し		
意見・要望等の内容	<p>優良な安全管理体制・実績を有するとしてボイラー等の連続運転を認定された事業場は、運転時検査の技術的管理も十分可能であることから、運転時検査を自主検査ベースで可能とする。なお検査結果については性能検査代行機関への報告を義務化することでも安全担保できると考える。</p> <p>事業場は連続運転に際して、認定の対象となる機器単位のための観点から安全確保するだけでなく、プラント単位における運転管理・設備管理・変更管理等にも配慮することが現状で求められている。機器の追加・変更等においても安全が担保される場合は、プラントの連続運転が可能な制度とする。</p> <p>連続運転を認定された事業場において実施される性能検査の時期は、一律に実施時期を限定することなく、検査証有効期間満了日の前2ヶ月および後1ヶ月の範囲で可能とする。</p>		
関係法令	労働安全衛生法第41条 ボイラー及び圧力容器安全規則第40条及び第75条	共管	なし
制度の概要	<p>事業者は、労働安全衛生法に基づき、ボイラー及び第一種圧力容器について、国又は国の代行機関が実施する検査を受検することとされている。また、労働基準監督署長が認めたボイラー等については、設備を開放して行う性能検査の周期を2年とする制度を設けており、さらに管理が良好なものについては最大4年まで延長することができることとしている。</p>		
計画等における記載の状況	<p>()について</p> <p>【規制改革推進3か年計画(改定)の□-12-エ-□-a及び別添1-1-(1)-□-a】</p> <p>ボイラー等の検査について、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度について検討する。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中()</p> <p>具体的措置の検討中()</p>	<p>措置困難()</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>ボイラー等の性能検査について、平成15年度中に優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度を導入する予定である。</p> <p>労働安全衛生法におけるボイラー等については、一般に個別機器ごとに状態が異なっていることから、連続運転における安全を確保するためには、機器単位で認定する必要がある。</p> <p>ボイラー等の連続運転の認定事業場における性能検査の実施時期等について、検討を行う。</p>		
担当局課室等名	労働基準局安全衛生部安全課		

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	(社)石油化学工業協会 (社)日本経済団体連合会
項目	保安規制の一元化		
意見・要望等の内容	<p>石油コンビナート事業所の保安確保のあり方について、国際整合性のとれた保安規制とする。</p> <p>性能規定化のもとに民間規格の積極的活用を推進する。</p> <p>一層の自主保安を促進し、許認可制に基づく事前審査型から実行監視型の保安規制に移行する。</p> <p>事務手続きの迅速化、電子化を推進する。</p>		
関係法令	高圧ガス保安法 労働安全衛生法 消防法 石油コンビナート等災害防止法	共管	経済産業省原子力安全・保安院 総務省消防庁
制度の概要	<p>石油コンビナートについては、保安四法が各法の目的を達成するために必要な基準が設定され、それぞれの検査が行われている。</p> <p>ボイラー及び第一種圧力容器については、その安全を確保するため、労働安全衛生法に基づき構造規格が定められている。</p> <p>事業者は、労働安全衛生法に基づき、ボイラー及び第一種圧力容器について、国又は国の代行機関が実施する検査を受検することとされている。また、労働基準監督署長が認めたボイラー等については、設備を開放して行う性能検査の周期を2年とする制度を設けており、さらに管理が良好なものについては最大4年まで延長することができることとしている。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画(改定)の -12-エ- -a 及び別添1-1-(3)- 】</p> <p>仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、性能規定化を完了する。</p> <p>【規制改革推進3か年計画(改定)の -12-エ- -a 及び別添1-1-(1)- -a】</p> <p>ボイラー等の検査について、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度について検討する。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済(迅速化) 措置予定() (実施(予定)時期: 迅速化 平成13年3月、平成15年3月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中(電子化)	措置困難() その他

(説明)

保安四法については、法の目的、対象施設等が異なることから一本化することは困難である。

ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格については、平成14年度中に性能規定化を完了する予定である。性能規定化に当たっては、安全水準を維持しつつ、使用する材料や設計方法について弾力化を図ることとしている。

ボイラー等の性能検査について、平成15年度中に優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度を導入する予定である。

事務手続きの迅速化等については、平成13年3月27日付け基安発第12号「保安四法に係る計画の届出の様式の共通化について」により措置したところである。また、電子化の推進については、平成15年度中に電子申請が行えるよう整備しているところである。

担当局課室等名

労働基準局安全衛生部安全課

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
項目	フォークリフトの特定自主検査期間の延期			
意見・要望等の内容	フォークリフトの死亡事故の主な原因は、運転者の操作ミスによるものが大半であり、整備不良に起因する重大事故が発生する確率は極めて低い。また、トラック運送事業者によるフォークリフトの安全管理は、毎日の作業前点検及び毎月の定期自主検査等、適正に行われている。加えて、物流コスト低減を図ることが求められていることから、フォークリフトの特定自主検査期間について、現行の1年に1回から2年に1回程度に延長されたい。			
関係法令	労働安全衛生法第45条 労働安全衛生規則第151条の21 第151条の24	共管	なし	
制度の概要	<p>労働安全衛生法令においては、一定の危険又は有害な業務に関わる機械等について、定期に自主検査を行うことが義務づけられている。</p> <p>このうち、特に検査が技術的に難しく、また一度事故が発生すると重篤な災害をもたらすおそれのある機械等については、特定自主検査として、必要な研修を受けた労働者自ら又は検査業者が検査を行うこととされている。フォークリフトについては、一ヶ月ごとに一回、定期に自主検査を行うとともに、一年ごとに一回、定期に特定自主検査を行うことが義務付けられている。</p> <p>また、これら自主検査の適正かつ有効な実施を図るため、当該検査の項目、方法、判定基準を定めた自主検査指針が公示されている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
<p>フォークリフトについては、重量物の積み卸し、横異動等の荷役作業が頻繁に繰り返し行われるため、制動装置及び走行装置等を含めて過酷な使用状況にあること、年次の検査では、制動装置、油圧装置等に重大な不良箇所が発見されることが多く、検査実施車両のほとんどで部品交換等の修理を必要としていることから、当該機械による労働災害を防止するためには、1年ごとに詳細な検査(専門的知識・技能を有する検査者による分解検査)を行う必要がある。</p> <p>なお、作業開始前の検査や月次の検査は外観検査を基本としており、専門の検査機器を必要とせず、また、検査者に対し専門的な知識を要件としているものではない。</p>				
担当局課室等名	労働基準局安全衛生部安全課			

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	電気事業連合会	
項目	最高水頭圧 20m以下の小型ボイラー規制の見直し（労働安全衛生法上の義務の見直し）			
意見・要望等の内容	<p>(1) 電気温水器（高圧力型）を小型ボイラーの分類から除外する。</p> <p>(2) 又は、下記4つの義務からの特例除外</p> <p>電気温水器には標準圧力型と高圧力型とがあるが、高圧力型は水頭圧が 10mを超えることから労働安全衛生法では小型ボイラーとして扱われ、家庭用以外で使用する場合には、4つの項目「設置報告」・「定期自主検査」・「特別教育」・「事故報告」が義務づけられている。</p>			
関係法令	労働安全衛生法施行令第1条 ボイラー及び圧力容器安全規則第91条、第92条及び第94条 労働安全衛生規則第96条	共管	なし	
制度の概要	小型ボイラーについては、その破裂エネルギーを勘案して労働安全衛生法上の義務を課し、安全の確保を効果的に進めることとしている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>水頭圧が 10mを超え 20m以下で伝熱面積が 2 m²以下の温水ボイラーについては、平成 11 年に労働安全衛生法施行令の改正を行い、ボイラーの範囲から除外し、小型ボイラーの範囲に含めることとして、事業者の義務を大幅に規制緩和したものである。この小型ボイラーについて、その破裂エネルギーを勘案すると、事業者の義務をこれ以上緩和することは適当ではない。</p>				
担当局課室等名	労働基準局安全衛生部安全課			

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会					
項目	労安法に基づく計画の届出緩和							
意見・要望等の内容	<p>労働安全衛生法第88条に基づく変更届は、工事前30日を短縮し同14日とされたい。</p> <p>同規則の第85条(計画の届出)、第88条(提出すべき機械)に関する資料を簡素化されたい。</p>							
関係法令	労働安全衛生法第88条 労働安全衛生規則第85条、88条	共管	なし					
制度の概要	<p>1 製造業の一部、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業に属する事業場で、電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上のものは、当該事業場に係る建設物若しくは機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の30日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。(第1項)</p> <p>2 化学設備等の危険、有害な機械を設置しようとする場合にも、届け出なければならない。(第2項)</p> <p>3 第1項の届出の添付資料は、□事業場の周囲の状況及び近隣との関係を示す 図面、□敷地内の建築物及び主要な機械等の配置を示す図面、□建築物の各階の平面図等、内部の主要な機械等の配置を示す図面等である。</p> <p>4 第2項の届出の添付資料は、例えば化学設備の場合、□当該化学設備、□主要な付属設備、□配管の配置図及び構造図である。</p>							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期:)</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>				<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>					
<p>(説明)</p> <p>労働安全衛生法第88条第1項の建設物等の届出、第2項の危険有害な機械等の届出により審査する内容は複雑なものが多く、労働災害防止のための措置が有効に講じられているかを審査するのに相当な時間を要する上、届出の件数も多いことから、審査を完了するのに30日程度の日数が必要であり、短縮することはできない。</p> <p>なお、届出対象範囲については、簡素化の観点から平成8年度末に明確化したところであり、これ以上簡素化することはできない。</p>								
担当局課室等名	労働基準局安全衛生部安全課							

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会	
項目	作業主任者等の掲示場所の見直し (特にボイラー取扱作業主任者、第一種圧力容器取扱作業主任者)			
意見・要望等の内容	作業場所や機器設置場所に掲示するよう定められている作業主任者等の掲示をプラント設置エリアの外周に纏めて設置できるよう、見なおされたい。			
関係法令	労働安全衛生規則第18条等	共管	なし	
制度の概要	事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させることとされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 作業の安全確保のため、作業主任者の職務が確実に履行されるよう、作業主任者の氏名等の掲示については、各作業場の見やすい箇所とすることが必要である。				
担当局課室等名	労働基準局安全衛生部安全課			

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会	
項目	労安法に基づく計画の届出緩和			
意見・要望等の内容	届出対象の機械はその原動機の定格出力が1.5kW以上であるが、定格出力を高くしてほしい。			
関係法令	労働安全衛生法第88条第1項 労働安全規則第87条	共管	なし	
制度の概要	<p>労働安全衛生法第88条第1項は、労働者の危険及び健康障害の防止を図るために、危害の発生が予想されるような設備が設けられたり、労働者の安全衛生をそこなうような生産方法や工法等の採用が行われることを防止するために、一定の業種、規模の事業場における建設物、機械等を設置、移転、主要構造部分を変更するときは事前の届出を義務づけているものである。</p> <p>なお、仮設の建築物又は機械等についてはいくつかの例外規定があり、その中で6ヶ月未満で廃止する機械等で原動機の定格出力が1.5kW未満のものは届出の必要がないものである。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>計画の届出は建築物若しくは機械等の設置に際して、労働者の危険及び健康障害の防止の観点から機械の配置等を審査するものであるが、これは設置後では措置が困難であることから、一定のものについて事前に届出を行うものである。</p> <p>計画の届出が必要な建築物、機械等のうち、仮設の建築物又は機械等で比較的短期間で撤去してしまうものであって危険度が相対的に低いものについては、例外的に届出対象から除外しているものである。</p> <p>その1つとして、当該事業場において6ヶ月未満で廃止する1.5kW未満の定格出力の原動機を有する機械を新たに設置する場合は、全体の機械等の配置や作業方法等が変更されることによる危険性が比較的低いことから、例外的に計画の届出を要しないこととしているものである。</p> <p>なお、1.5kWを超える原動機の定格出力を有する機械には、ロール機等のような危険性の高いものもあり、これは専門的見地から決定されたものであるため、根拠のないまま緩和することは、労働者の安全衛生の確保から困難である。</p>				
担当局課室等名	労働基準局安全衛生部安全課			

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会	
項目	就業制限の見直し			
意見・要望等の内容	ボイラー取扱作業主任者、第一種圧力容器取扱作業主任者の整備業務において、現在作業員全員が資格者でなければならないが、1名の資格者のもとで作業できるよう、就業制限を見直されたい。			
関係法令	労働安全衛生法第61条 ボイラー及び圧力容器安全規則第35条及び第70条	共管	なし	
制度の概要	事業者は、一定規模以上のボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務については、ボイラー整備士でなければこの業務つかせてはならないこととされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
一定規模以上のボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務においては、整備作業中の災害を防止するとともに、不適切な整備作業によってボイラー又は第一種圧力容器に障害を生じさせ安全性が損なわれないようにするため、ボイラー整備士がこれを行う必要がある。なお、ボイラー又は第一種圧力容器の内部からのスケール等の搬出、附属品等機能に関係のない部分の清浄等の業務については、整備の補助業務とされ有資格者がこれを行う必要はない。				
担当局課室等名	労働基準局安全衛生部安全課			

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会	
項目	一圧容器整備を行う者の資格要項緩和			
意見・要望等の内容	一圧容器を整備する作業員はボイラー整備士の資格が必要であるが、整備する内容により資格を分ける。又は容器の強度等に影響のない清掃作業等は資格を不要とする。			
関係法令	労働安全衛生法第61条 ボイラー及び圧力容器安全規則第70条	共管	なし	
制度の概要	事業者は、第一種圧力容器の整備の業務については、ボイラー整備士でなければこの業務つかせてはならないこととされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
第一種圧力容器の整備の業務においては、整備作業中の災害を防止するとともに、不適切な整備作業によって第一種圧力容器に障害を生じさせ安全性が損なわれることがないようにするため、ボイラー整備士が行う必要がある。なお、第一種圧力容器の内部からのスケール等の搬出、附属品等機能に関係のない部分の清浄等の業務については、整備の補助業務とされ有資格者がこれを行う必要はない。				
担当局課室等名	労働基準局安全衛生部安全課			

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	保安法令の重複適用の排除			
意見・要望等の内容	装置を構成している一つ一つの機器・設備が複数の法令が重複して適用されないように各法の適用範囲に係る指定基準を策定してほしい。無理なら設備に適用される適用法令の多寡で装置ごと一括して適用する法律を決めていただきたい。			
関係法令	労働安全衛生法施行令第12条第2号 高圧ガス保安法 消防法	共管	経済産業省資源エネルギー庁 総務省消防庁	
制度の概要	石油コンビナートについては、保安四法が各法の目的を達成するために必要な基準が設定され、それぞれの検査等が行われている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 労働安全衛生法に基づく第一種圧力容器については、労働安全衛生法施行令第12条第2号において高圧ガス保安法の適用を受けるものを除外しており、1つの圧力容器に対して二重に検査等の規制がかかることはない。また、消防法については、消火設備、空間の確保等、火災予防の観点からの規制であり、圧力容器の破裂の安全に関する規制ではない。				
担当局課室等名	労働基準局安全衛生部安全課			

分野	その他	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会			
項目	地方自治体による上下水道の指定業者制度の撤廃					
意見・要望等の内容	<p>現状では、水道の引込工事は各水道局指定の業者によらねばならないこととされており、競争原理が働かずコスト高となっている。また、指定を申請して認められれば必ず指定を受けられることとされているが、実態としては新規指定はほとんどない。</p> <p>上水道は基本的かつ重要なインフラであり、その施工品質を公衆衛生、生活環境保持の観点より一定水準以上に維持する必要性は十分理解できるが、そのための方策として指定事業者制度が適切かという疑問がある。例えば、登録制により一定基準を満たしている事業者を登録する等、工業者に技術向上を促し、施主に安価に工事を提供できるような競争原理の働く制度にすべき。</p>					
関係法令	水道法第16条の2、第25条の2、第25条の3	共管	なし			
制度の概要	<p>水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質がその基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができることとされている。</p> <p>指定の基準としては、</p> <p>給水装置工事主任技術者（国家資格）を置くこと。 一定の機械器具を有すること。 欠格要件に該当しないこと。</p> <p>の3つを定められており、申請の際にこの基準を満たすものであれば水道事業者は必ず指定をしなければならないとされているところである。</p>					
計画等における記載の状況	なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期:)</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> <p>その他</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置しない</p> </div> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p> <p>その他</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置しない</p> </div>
<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p> <p>その他</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置しない</p> </div>				
<p>(説明) 本制度は、平成7年の行政改革委員会からの「規制緩和の推進に関する意見」(平成7年12月)等を踏まえ、平成8年6月に水道法を改正し、平成10年4月から施行したものである。この改正により、全国における指定事業者数は43,795件(平成10年3月)から102,932件(平成11年9月)に増加しており、新規の指定はほとんどないとの意見は当たらず、競争原理が働かずにコスト高となっているとの意見についても根拠がない。</p> <p>また、現行制度が上述したように申請をした者に対して一定の要件を満たせば必ず指定を行うというものであることから、実態として登録制度と何ら変わらないものであり、要望のあった事項について、内容的には措置済みであると考えらる。</p>						
担当局課室等名	健康局水道課					

分野	その他	意見・要望提出者	個人
項目	職業訓練指導員免許証（電子科）及び職業訓練指導員免許証（電気通信科）交付条件の矛盾の解消（規制緩和）		
意見・要望等の内容	<p>1．高等学校教員（工業）普通免許状（大学卒）及び第一級陸上無線技術士の免許を有する者には、申請により職業訓練指導員免許証（電子科）を交付するよう、各都道府県に通達を出して頂きたい。</p> <p>2．高等学校教員（工業）普通免許状（大学卒）及び電気通信主任技術者（第一種伝送交換主任技術者に限る）の資格者証を有する者には、申請により職業訓練指導員免許証（電気通信科）を交付するよう、各都道府県に通達を出して頂きたい。</p>		
関係法令	職業能力開発促進法	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練指導員免許職種に関する学科を修めて、高等学校の教員の普通免許状を有した者は、職業訓練指導員免許を交付申請することができる。 ・職業能力開発促進法施行規則別表第11の3欄に掲げる免許職種について同表に定める資格を有する者は、資格の種類に応じて職業訓練指導員試験の一部が免除される。 		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	
	（実施（予定）時期：）		
（説明）			
<p>準則訓練（公共職業訓練及び認定職業訓練）において訓練を担当する職業訓練指導員に係る免許については、職業能力開発促進法第30条の規定に基づき都道府県知事が行う職業訓練指導員試験に合格した者等に対して交付されるが、一定の資格を有する者に対して、学科試験及び実技試験の全部又は一部は免除することができることとされている。</p> <p>職業訓練指導員は、実際に訓練生に対して職業に関する知識及び技能を習得させるものであるから、当該職業訓練指導員免許職種において指導員として必要な知識及び技能を習得していなければ、高等学校の教員免許資格を有し、かつ、その他の資格を取得していたとしても、学科試験及び実技試験の全部が免除されるわけではなく、習得していない知識及び技能について必要な職業訓練指導員試験を受験して合格する必要がある。</p> <p>このため、「意見・要望等の内容」の欄の、</p> <p>1．については、高等学校の教員免許資格（工業）を有していても、電子科を修めている場合は、学科試験及び実技試験の全部が免除されることとなるが、電子科を修めていない場合は、1級陸上無線技術士を取得していれば実技試験の全部及び学科試験のうち「関連学科」は免除され、残りの「指導方法」について職業訓練指導員試験を受験し合格する必要がある、</p> <p>2．については、高等学校の教員免許資格（工業）を有していても、電気通信科を修めている場合は、学科試験及び実技試験の全部が免除されることとなるが、電気通信科を修めていない場合は、電気通信主任技術者（第一種伝送交換主任技術者）の資格を有していても第一級総合無線通信士の免許程度の能力とは認められないことから、学科試験及び実技試験の全部について職業訓練指導員試験を受験し合格する必要がある。</p>			
担当局課室等名	職業能力開発局能力開発課		

分野	その他	意見・要望提出者	大阪商工会議所	
項目	外国人労働者の受入れ拡大			
意見・要望等の内容	若い技術者の確保が困難な中小企業のため、外国人研修生・技能実習制度については、研修生の受入れ対象職種の拡大に努められたい。			
関係法令	技能実習制度推進事業運営基本方針	共管	なし	
制度の概要	<p>技能実習制度は、一定期間の研修を経た外国人研修生に対し、その後雇用関係の下で実践的な技能等を修得させる制度であり、開発途上国の経済発展を担う「人づくり」に協力するため、平成5年に創設されたものである。</p> <p>技能実習の対象職種は、対象技能が公的に評価できるものであって、かつ、研修生送出国にニーズに合致するものとして、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく技能検定の職種（51職種）、（財）国際研修協力機構が認定した公益法人等の評価制度の職種（10職種）が対象となっている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	（実施時期：平成14年8月）			
（説明）				
<p>技能実習制度における対象職種は、開発途上国の経済発展を担う「人づくり」という観点から、開発途上国のニーズ等を踏まえながら、より幅広い分野での技能移転が可能となるよう、制度創設当初の17職種から順次拡大し、現在61職種となっているが、平成14年8月においても新たに2職種を追加したところである。</p> <p>今後とも、国内の企業・団体より、対象職種の拡大について要望等があった場合については、開発途上国におけるニーズ、技能の向上性、技能評価の実施体制等について調査・検討を行った上で、対象職種を見直すこととしている。</p> <p>なお、技能実習制度は、上記「制度の概要」にも記載のとおり、開発途上国への技能移転を行う国際貢献の制度であり、「若い技術者の確保が困難な中小企業のため」に研修生の受入れ対象職種の拡大を認めることはできない。</p>				
担当局課室等名	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室			

分野	その他	意見・要望提出者	日本商工会議所
項目	雇用調整助成金に係る大型倒産指定基準緩和		
意見・要望等の内容	雇用調整助成金について、大規模な企業倒産が発生した場合における大型倒産企業の下請企業等に対する賃金等の一部の助成措置について、その対象となる大型倒産の指定基準を緩和されたい。		
関係法令	雇用保険法施行規則第102条第1項第1号二	共管	なし
制度の概要	大規模な企業倒産等が発生した際などに、関連する企業に対し、雇用調整助成金制度を適用することにより、雇用の安定を図るための制度であり、大型倒産等事業主の下請事業主・取引事業主が行う休業等の雇用調整に対して休業手当等の一部を助成し、その雇用維持に対する取組みを支援するもので、大型倒産等事業主として指定する基準は 倒産等の申し立て等が生じ、負債額が概ね50億円以上であり、関連事業主が概ね50以上あること、である。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>雇用調整助成金における大型倒産等事業主の指定は、大規模な企業倒産等が発生した際などに、関連する多数の下請企業等に雇用される労働者の雇用の安定を図ることを目的としており、指定を受けた事業主の関連事業主に対しては、支給限度日数等について配慮した手厚い助成を行っているところである。</p> <p>一方で、この雇用調整助成金は、雇用保険3事業の雇用安定事業として行われており、雇用保険3事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）において、「厚生労働省は、雇用保険3事業について、平成15年度から、雇入助成の縮減、雇用維持支援から労働移動・能力開発支援への重点化等により、抜本的合理化を図る。」とされているところであり、雇用維持支援策の一つである雇用調整助成金における大型倒産等事業主の指定基準の緩和は、この雇用保険3事業の見直しの方針に反するため、措置困難である。</p>			
担当局課室等名	職業安定局雇用開発課		